The Walt Disney Company

国際労働基準

プログラムマニュアル

2024年1月改訂

© Disney

目次

I	はじめに	4
II	THE WALT DISNEY COMPANYサプライチェーン行動規範	5
III	調達制限	6
IV	ILSプログラムの一般要件の概要	8
	IV.1 コンプライアンス最低基準	10
	IV.2 指定施設の申請および承認	12
	IV.3 ILS監査	17
	IV.4 不遵守の是正	25
	IV.5 指定施設の生産承認取り消し	26
	IV.6 ILS監査レポートと指定施設の開示	28
V	無地アイテム・原材料のサプライヤー	29
VI	ディズニー倫理規定	30
	付録	31
A1	付録1: 用語集	32
A2	付録2: よくある質問	34
A3	付録3: MCS違反の例	37
A4	付録4: ベター・ワーク・プログラム	38
A5	付録5: FAMAのサンプル	39
A6	付録6: 監査通知書 (COCAN) のサンプル	40
A7	付録7: ILS監査行程表のサンプル	41
A8	付録8: ILS監査記録チェックリストのサンプル	42
A9	付録9: 改善案確認レポートのサンプル	45
A10	付録10: 監査レビュー結果のサンプル	46
A11	付録11: 指定施設の生産承認取り消し (FLOPA) 通知のサンプル	47
A12	付録12: FAMA取り消し通知のサンプル	48
A13	付録13: FAMAの取り消し—監査のスケジュール不可能 (UTS) 通知のサンプル	50

この国際労働基準プログラムは、THE WALT DISNEY COMPANYまたはその関連会社（以下、総称して「ディズニー」といいます）が何らかの目的で世界各地において生産し、ディズニーが所有または管理するいずれかの知的財産が含まれるか、組み込まれているか、適用されている製品（以下、「ディズニーブランド製品」といいます）、およびその部品と物理的形状の素材の製造に適用されます。これには、ライセンス製品、販促アイテム、出版物、印刷物、無料配布アイテム、パッケージも含まれます。ディズニーの知的財産とは、ディズニー（ABC、ESPN、Lucasfilm、Marvel、National Geographic、Pixarを含みます）が所有または管理するあらゆる名称、商標、ロゴ、キャラクター、およびその他の所有権のある表記および財産を含みます。

I. はじめに

The Walt Disney Companyの国際労働基準プログラム（以下、「ILSプログラム」といいます）は、ディズニーブランド製品およびその原材料と部品が製造されるあらゆる場所において、安全で、お互いを受け入れ、尊重しあう職場作りに取り組んでいます。国際労働基準プログラムは、The Walt Disney Companyの「企業としての社会的責任」と「責任あるサプライチェーン」を実践する取り組みにおいて重要な要素です。こうした方針とプログラムの詳細については、**The Walt Disney Company**のウェブサイトに掲載されている「責任をもって事業を行う（Operating Responsibly）」セクションをお読みください。

貴社は、ディズニーのライセンシーまたはベンダーとして、ディズニーブランド製品がディズニー規範およびILSプログラムの規定に準拠して製造されるようにする責任を負います。本ILSプログラムマニュアルでは、ライセンシーおよびベンダーに対する要件を説明し、貴社が確実に義務を遂行できるよう参考となる資料を提供しています。本ILSプログラムマニュアルを細部までお読みいただき、ILSプログラムの要望を満たすために必要な知識、経験、機能を取得していただきますようお願いいたします。

本ILSプログラムマニュアルは、貴社とディズニーとの契約を補足するものです。本ILSプログラムマニュアルに貴社とディズニー間の契約内容と矛盾する部分がある場合には、貴社とディズニー間の契約が優先します。本ILSプログラムマニュアルは、すべての既存のマニュアルおよびILSプログラムに関連する同種の資料に優先するものとします。本ILSプログラムマニュアルは随時改訂されることがあります。

本ILSプログラムマニュアルで使用される大文字で始まる用語は、用語集で定義されています。詳細については、**付録1：「用語集」**を参照してください。

II. THE WALT DISNEY COMPANY サプライチェーン行動規範

The Walt Disney Companyサプライチェーン行動規範

ディズニー規範は、1996年に導入され、2022年に更新されたもので、ディズニーが取得、承認、またはライセンス供与する原材料、部品、製品、サービスの製造または提供に従事する個人や事業体に対するディズニーの期待事項を定めています。上記に該当するすべての者は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」にしたがって人権を尊重し、国際労働機関の「労働における基本的原則および権利」および経済協力開発機構の「多国籍企業行動指針」を遵守して各自の責任を認識することが求められています。ライセンシーとベンダーの各社はこのディズニー規範を遵守しなくてはなりません。

各社の施設では、従業員の間でディズニー規範の内容を周知徹底するための適切な措置を講じる必要があります。これには、本規範のコピーを現地の言語で従業員が簡単にアクセスできる場所に目立つように常時掲載することも含まれています。

ディズニー規範は以下のサイトから複数の言語で入手することができます。**https://impact.disney.com/operating-responsibly/supply-chain**

III. 調達制限

ライセンシーおよびベンダーは、ディズニーブランド製品およびその無地アイテム、原材料、部品を調達許可国からのみ調達することができます。

調達許可国（PSC）

ディズニーは、ILSプログラムの一環として、各国のリスクを評価し、許可された製造とILS監査要件に関連するディズニーの方針を確立するための主な指標として、**世界銀行の世界ガバナンス指標**（WGI）を利用しています。この指標は6つの要素についてガバナンスの度合いを評価するものです。

- **表現の自由と説明責任**
- **政治的安定性と非暴力**
- **政府の実効性**
- **規制の質**
- **法の支配**
- **汚職防止**

PSCリストには、WGIの必須ランキングを達成している国のほか、国際労働機関と国際金融公社が**ベター・ワーク**・プログラムを運用している特定の国が含まれています。また、ディズニーが各国における指定施設の使用に関して許容する特定の条件を課している国も含まれます。

貴社は、ILS監査を必要とするPSCの指定施設に関し、ディズニーブランド製品の製造を開始する前および指定施設の継続使用中は定期的に、コンプライアンス最低基準（MCS）の遵守を証明する適格ILS監査レポートをディズニーに提出する必要があります。

貴社は、ディズニーのライセンシーまたはベンダーとして、PSCリストに記載されていない国に所在する指定施設を使用してはならず、そのような国から無地アイテム、原材料、部品を調達してもなりません。例えば、PSC以外の国で製造された無地のバックパックにディズニーのロゴをプリントすることはできません。PSC以外の国で何らかの製品、無地アイテム、部品、または原材料のすべてまたは一部が製造されるか調達された場合、貴社は、ディズニーが行使可能なあらゆる権利および救済手段に加え、ディズニーの指示に従い、貴社の単独の費用負担により、当該製品の販売や流通を中止し、廃棄または寄付することを求められる可能性があります。

ディズニーは、PSCのWGIランキングを参考に、指定施設に関するILS監査レポート提出の要件を決定しています。詳細については、**セクションIV第3項の「ILS監査」**をお読みください。PSCリストは随時変更される可能性があります。ディズニーが自己の裁量によりPSCリストから特定のPSCを除外した場合、そのような変更について適切な通知を行います。

最新のPSCリストについては、こちらの**リンク**をご覧ください。

留意点：

貴社がディズニーブランドのアイテム、部品、原材料、無地アイテムを調達できるのはPSC（ILS監査を必要としないPSCも含みます）からのみです。

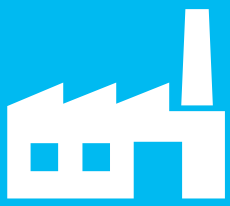

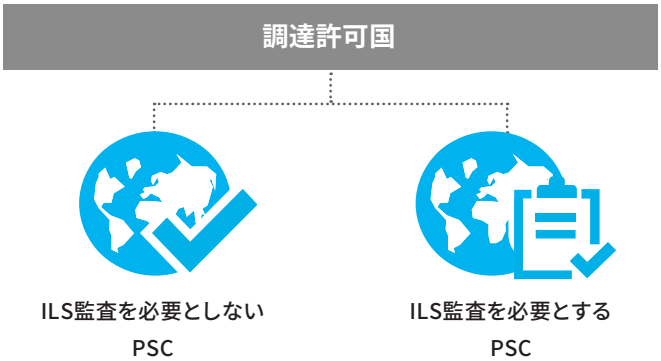

政府による規制

米国、英国、EU（および加盟国）など、多くの政府はさまざまな貿易関連の要件、規制、制裁を課しており、貴社が調達する国や品目が制限されるか、特定の国から調達する品目について詳細な情報を求められる可能性があります。

貴社は、ディズニーのライセンシーまたはベンダーとして、こうした規制の対象となっているディズニーブランド製品、無地アイテム、部品、原材料を調達してはなりません。

このような貿易の規制や制裁は、製品が米国市場または米国以外の市場を対象としているかどうかを問わず、すべてのライセンシーおよびベンダーに適用されます。また、ディズニーの知的財産が含まれているかどうかを問わず、すべての製品、部品、および原材料に適用されます。ディズニーは、こうした政府による規制を考慮した上で、ディズニーにとっての現在のリスクと事業機会を、最近の動向、当社の評判、そして企業市民として当社が担う義務に基づき包括的に評価を行っています。貴社は、ディズニーのライセンシーまたはベンダーとして、物理的に所在する場所または法的に登録している場所を問わず、あらゆる貿易規制・制裁プログラムに従う責任を負います。

貿易関連の要件、規制、制裁は国、製品、産業、または個人レベルで適用される可能性があります。ライセンシーおよびベンダーの各社は、各々の製造原料について、（サプライチェーンの追跡目的などで）ディズニーに求められた場合、いつでも調達関連情報を提供できるようにしておいてください。また、ディズニーはさまざまなビジネス上の理由から、こうした貿易関連の規制や制裁の対象国以外にも、特定の国での製造や調達を一時的に中止することをライセンシーやベンダーに求める場合があります。

PSCリストに記載されている国が米国、英国、EUが実施する貿易関連の規制・制裁プログラムまたはその他の法律によって禁止国の対象となった場合、その国は、ディズニーによる通知を必要とせずに、当該規制や法律の発効日においてPSCリストから自動的に除外されたものとみなされます。したがって、貴社はそのような変更がないかを常時監視する責任を負います。

米国、英国、EU、その他の国との間で何らかの法律上の矛盾が生じることがあれば、調達許可国リストを見直して修正する場合があります。

留意点：

特定の国、品目、指定リストの個人／企業を対象とする貿易規制の詳細については、その分野の専門家（法律顧問を含みます）に相談することや、政府のウェブサイトなど公開されているリソースから情報を入手することをお勧めします。

IV. ILSプログラムの一般要件の概要

ディズニーの国際労働基準プログラムでは、ライセンシーおよびベンダーの各社に対し、本ILSプログラムマニュアルで述べている通り、ILS監査を定期的に実施してILS監査レポートを提供するよう求めています。この要件は、ディズニーおよびそのライセンシーやベンダーの各社にとって、ディズニーブランド製品を製造する指定施設における労働条件の透明性を高め、ディズニー規範の要件および本ILSプログラムの目的を満たすための継続的な改善を促進できるようにすることを意図しています。

貴社は、ディズニーのライセンシーまたはベンダーとして、ディズニーブランド製品が安全で、お互いを受け入れ、尊重しあう職場で製造されるようにするための重要な役割を担っています。ライセンシーおよびベンダーの各社は、本ILSプログラムマニュアルに定めるILSプログラムの要件を遵守する必要があります。主な要件としては、以下が挙げられます。

1. **調達許可国で適格な指定施設を選び、調達を行う：**
   PSCリストに記載されていない国でディズニーブランド製品の製造や部品・原材料の調達を行わないでください。また、特定のPSCにおける製造や調達は、貴社が遵守すべき条件や制限の対象となります。詳細については、**「調達制限」**セクションをお読みください。ディズニー規範では、ディズニーブランド製品を製造するすべての指定施設が少なくともディズニー規範の必須遵守水準を満たし維持することを求めています。この必要最低限の遵守水準を「コンプライアンス最低基準（MCS）」と言います。貴社は、少なくともこのMCSを継続的に遵守している指定施設のみを選択して使用する責任を負います。詳細については、**「コンプライアンス最低基準」**セクションをお読みください。
2. **すべての指定施設を申請し、必要書類を提出する：**
   貴社はすべての指定施設について、その所在地にかかわらず、ディズニーのILS部門に申請しなくてはなりません。当該施設でディズニーブランド製品の製造を開始する前に、指定施設・製品承認（FAMA）申請書を適時にディズニーに提出してください。また、下請業者の施設もすべて申請する必要があります。指定施設がILS監査を必要とする調達許可国に所在する場合、その施設がMCSを遵守している旨を実証する適格ILS監査レポートの提出も必要です。ただし、当該レポートがディズニーに提出済みである場合を除きます。詳細については、**「調達制限」**、**「指定施設の申請および承認」**、**「ILS監査」**セクションをお読みください。
3. **製造を開始する前にディズニーの承認を得る：**
   貴社は、指定施設または下請業者の施設でディズニーブランドの製造を開始する前に、ディズニーからFAMAを取得する必要があります。詳細については、**「指定施設の申請および承認」**セクションをお読みください。

4. **継続的に遵守状況を管理し、必要に応じてILS監査を定期的に実施する：**
現在使用している指定施設および今後使用する予定の指定施設でディズニー規範、MCS、およびILSプログラム要件について周知徹底を図ってください。貴社は、ディズニーのライセンシーまたはベンダーとして、貴社が使用する指定施設でディズニーの期待事項と要件が完全に理解されていることを確認する責任を負います。指定施設でディズニーブランドの製造が承認された後、貴社は当該施設と連携して、当該施設に適用されるILSプログラム要件の継続的な遵守を確保し、労働問題が発生した場合にはこれを解決し、当該施設がディズニー規範を完全に遵守するよう商業的に合理的な努力を払う責任を負います。詳細については、**「The Walt Disney Companyサプライチェーン行動規範」**および**「コンプライアンス最低基準」**のセクションをお読みください。

5. **遵守違反を是正し、必要に応じて製造を中止する：**
指定施設の使用を継続する条件として、当該施設を使用するライセンシーとベンダーは、MCS違反が発見された場合、ILSプログラムで定める期限内にこれを是正する義務を負います。また、労働条件を改善し、ディズニー規範を完全に遵守するよう促す必要もあります。詳細については、「不遵守の是正」セクションをお読みください。

ディズニーからの通知で要請された場合、指定施設を使用するライセンシーおよびベンダーの各社は、当該施設でのあらゆるディズニーブランド製品の製造を速やかに停止するとともに、完成済か製造中かを問わずすべてのディズニーブランド製品（成形用の型や材料を含みます）を撤去しなければなりません。. 詳細については、**「指定施設の申請および承認」**と**「指定施設の生産承認取り消し」**のセクションをお読みください。

6. **指定施設の変更を速やかにディズニーに通知する：**
次の場合には、速やかに（ただし30日以内）、ディズニーに通知する必要があります。(1) 何らかの理由で指定施設の使用を停止し、今後12ヵ月以内に指定施設を使用する合理的な意図がない場合。または、(2) 指定施設を12ヵ月間使用しておらず、今後12ヵ月以内に製造するような発注も指定施設に行っていない場合。貴社は、ディズニーから要請を受けた場合、貴社が承認を受けて現在使用中の指定施設のリストが最新であることをディズニーに証明する必要があります。貴社に送付されるマンスリー・ステータス・レポートには、貴社がディズニーブランド製品を製造中であると報告した指定施設のリストおよび製品の製造終了を最近報告した使用終了指定施設のリストが含まれます。

一般要件のまとめ

1. 調達許可国で適格な指定施設を選び、調達を行う
2. すべての指定施設を申請し、必要書類を提出する
3. 製造を開始する前にディズニーから書面による承認を得る
4. 継続的に遵守状況を管理し、必要に応じてILS監査を定期的に実施する
5. 遵守違反を是正し、必要に応じて製造を中止する
6. 指定施設の変更を速やかにディズニーに通知する

IV.1 コンプライアンス最低基準

ディズニーでは、ディズニーブランド製品を製造するすべての指定施設が少なくともコンプライアンス最低基準(MCS)を遵守し続けることを求めています。ディズニーはMCS違反を労働基準上最も深刻な問題とみなし、最優先事項として位置づけています。指定施設はMCSを満たすために、MCS違反が存在しないことを立証する必要があります。

貴社が使用している各指定施設は、MCSを遵守するために、完全かつ正確な情報への無制限なアクセスを提供しなくてはなりません。これには、指定施設内のあらゆる物理的な場所への出入り、関連文書、雇用主が提供する施設内外の住宅や、労働者との個別の個人面談を行う機会なども含まれます。

留意点:

すべての指定施設は
コンプライアンス最低基準を
継続的に遵守しなくては
なりません。

指定施設が詐欺行為、
賄賂、
その他の不当な影響力を
行使した場合、
即座に生産承認を
取り消される可能性が
あります。

ディズニーブランドの初回製造承認を受ける前に判明したMCS違反は、ディズニーから初回承認を得る前に解決しなくてはなりません。指定施設の使用を継続的に許可される条件として、MCS違反が発見された場合、ILSプログラムで定める期限内および方法でこれを是正する必要があります。

ディズニーは、ディズニーブランド製品の製造現場において、安全で、お互いを受け入れ、尊重し合う職場環境の整備を促進するため、また、業界の傾向および新たな規制要件を反映させるために、定期的にMCSを修正する可能性があります。

指定施設が以下の事由に該当する場合、ディズニーブランド製品の生産承認を即座に取り消される可能性があります。

- ILS監査で発見されたMCS違反が期限内に是正されておらず、そのことが後続のILS監査で実証された場合。
- ILS監査の結果、(何らかの情報源から) 詐欺行為、賄賂、その他の不当な影響力を行使したことが判明した場合。詳細については、**「指定施設の生産承認取り消し」**セクションをお読みください。

さらに、ライセンシーまたはベンダーは、指定施設がMCSを遵守していることを示す適格ILS監査レポートを、ILSプログラムの規定に沿って提出しない場合、指定施設の使用を禁じられます。詳細については、**「指定施設の申請および承認」**セクションをお読みください。

ILS監査がILSプログラムに基づき適格であるかどうか、また、指定施設がMCS、ディズニー規範、適用法令の遵守を立証しているかどうかを判断することは、ディズニーの裁量に委ねられます。ディズニーは、ILS監査レポートが不正入手されたものであると合理的に判断した場合、そのレポートの受け取りを拒否します。

継続的な改善

たとえ指定施設がMCSを満たしている場合でも、その指定施設の労働条件がディズニー規範を十分に遵守していない場合があります。したがって、ライセンシーおよびベンダーの各社は指定施設と連携して、ディズニーブランド製品を製造する各指定施設におけるすべての労働条件の継続的な改善を奨励する責任を負います。貴社は、各指定施設の改善ニーズを満たすプログラムを特定するうえで、社会順守コンサルタント（ご要望があればリストを提供しています）や**社会順守監査機関**に支援を依頼することもできます。

調達慣習

製品開発、契約、製造管理の意思決定はILSプログラムの目的と要件を満たすうえで問題を提起する場合があります。指定施設と連携して徹底すべき主な事項としては、以下が挙げられます。

- 発注額は法定賃金の支払いを裏付けるものであり、かつ指定施設が現地のあらゆる労働法とディズニー規範の要件を満たす職場環境を維持できる水準であること。
- ライセンシー／ベンダーと指定施設管理者との間でコミュニケーション経路が確立されており、積極的に共同して潜在的なコンプライアンス上の問題を特定し、解決できること。
- 納品日は指定施設が労働時間の制限内で達成できる期日であること。
- 発注の変更が賃金／労働時間の違反や未承認の業務委託を引き起こさないこと。

IV.2 指定施設の申請および承認

すべての指定施設の状況を十分かつ正確に把握することは、ILSプログラムの効果的な運用に欠かせません。したがって、貴社は、ディズニーブランドの製造を開始する前に、製造に使用する予定の各指定施設をディズニーに申請し、書面による承認を得る必要があります。使用予定の各指定施設につき、指定施設・製品承認（FAMA）申請書をディズニーに必ず提出してください。ディズニーがILS監査を義務付ける国に指定施設がある場合は、（他の監査を利用可能な場合を除き）適格ILS監査を実施し、当該施設がMCSを遵守していることを証明する適格ILS監査レポートを提出してディズニーの審査を受ける必要があります。

ディズニーは、FAMA申請書および必要なILS監査レポートを審査、承認した後、FAMAを貴社に発行します。ディズニーが発行したFAMAのみが、ディズニーが貴社に対してディズニーブランドを製造する指定施設の使用を承認したことを証明するものです。貴社は、ディズニーから指定施設のFAMAを受領するまで、その指定施設でディズニーブランドの製造を開始することはできません。FAMAは発行先のライセンシーまたはベンダーに限り有効です。詳細については、「ILS監査」セクションをお読みください。本ILSプログラムマニュアルにおいて、ディズニーブランド製品の「生産」という用語には、ディズニーブランド製品の製造、加工、仕上げ、組立、ラベル付け、印刷、梱包が含まれます。貴社に送付されるマンスリー・ステータス・レポートには、ディズニーブランド製品を製造する場所として貴社が報告した指定施設のリスト、以前は使用していたがディズニーがFAMAを取り消した登録失効指定施設のリスト、および製品の製造を終了したとして貴社が報告した使用終了指定施設のリストが含まれます。マンスリー・ステータス・レポートは、その正確性や指定施設のステータス変更や要件を念頭において、注意深くお読みください。

留意点：

FAMA申請書は、指定施設がどのPSCに所在しているかに関わらず、ディズニーブランド製品の製造に関与するすべての指定施設について提出する必要があります。FAMAは、ディズニーが貴社に対し、ディズニーブランドの製造に指定施設を使用する旨を承認したことを証明するものです。ただし、ディズニーとの契約に従い、その他の必要な承認をすべて取得するまでは、製造を開始することはできません。

指定施設申請のガイドライン

ディズニーに申請が必要なディズニーブランド製品の製造に使用する指定施設には、以下の物理的な場所が含まれます。

ディズニーブランドの構成部品、従属部品、附属品（取扱説明書、梱包材料、ラベル、品質表示タグなど）および完成品の製造、加工、印刷、製作、組立、刺繍、刻印、エッチング、塗布が行われる場所、またはこれら作業が下請けに出される場所。

ディズニーブランドの農産物が加工、ラベル付け、または梱包される場所

現時点において、FAMA申請書が義務付けられていない場所として、主に以下が挙げられます。

- ディズニーの知的財産が含まれていない、組み込まれていない、または適用されていない無地アイテムまたは部品（無地または一般的な段ボール箱、ラップ、飾りのないボタンなど）の製造が行われている場所。ただし、このような無地アイテムや素材は調達許可国でのみ製造、調達することができ、禁止対象者から調達することはできません。ディズニー規範や他のディズニー方針と同等の基準を設けている調達先の製品や部品のみを購入するようにしてください。
- 原材料サプライヤー、繊維工場、またはディズニーの知的財産が含まれていない、組み込まれていない、または適用されていない綿、金属、セルロースパルプなどを使用して製造を行う一般的な一次産品の加工者。原材料加工の詳細については、**「セクションV：無地アイテム・原材料のサプライヤー」**をお読みください。
- 広告代理店および類似サービスの提供会社。ただし、上記の申請を必要とする物理的製品を製造している物理的な場所に所在する者を除きます。
- 試験や製品品質承認を得るために使用されるごくわずかな数の製品サンプルのみを製造する場所（ただし、ライセンシー／ベンダーはこうした場所がPSC内に所在する事を徹底する責任を負います）。
- POS／広告（**付録1：用語集**に定義）を制作する場所。
- ディズニーの知的財産が目立たず、ディズニーの知的財産をもっぱら派生的に使用する品目を製造する場所（他のコンテンツに加え、ディズニーのデジタルコンテンツがスマートテレビのユーザーに視聴されるため、ディズニーのロゴと他の会社のロゴが表示されたスマートテレビのパッケージなど）。

指定施設の申請例

FAMA申請書が必要なケースを以下に例示します。

例1

ミッキーの刺繍パッチとミッキーの形のボタン付きデニムシャツ

- ミッキーの刺繍パッチとミッキーの形のボタンを製造する指定施設、および刺繍パッチ、ボタン、ラベル、または下げ札をシャツに縫い付ける指定施設は、FAMA申請書を提出する必要があります。
- ディズニーの知的財産が関わる素材を製造、組立、ラベル付け、梱包する指定施設についても、すべてFAMA申請書を提出してください。
- 「無地」のデニムシャツを製造する施設についてはFAMA申請書を提出する必要はありませんが、無地のデニムシャツは、PSCで製造、調達され、ディズニーの他の方針を満たす必要があります。

例2

ディズニー書籍

- FAMA申請書は、ディズニーの知的財産が関わる本を印刷・梱包するすべての指定施設について提出してください。
- イラストやプロダクション・フィルムを制作するデザイン事務所（同じ場所で本も制作する場合を除きます）、または「無地」の紙を製造する場所については、FAMA申請書を提出する必要はありません。ただし、イラストやプロダクション・フィルム、および無地の紙は、PSCで制作・製造、調達され、ディズニーの他の方針を満たす必要があります。

指定施設の承認に関する文書

指定施設・製品承認（FAMA）申請書

ディズニーは、申請・承認を要する指定施設それぞれについて、FAMA申請書の提出を求めます。貴社がディズニーブランドの製造に使用する予定の各指定施設について、施設名および所在地を記載したFAMA申請書を1部、ディズニーに提出してください。また、ディズニーの知的財産の取り扱い、加工、製造、利用に携わる下請業者の施設も含める必要があります。

その他の必要文書

ILS監査を必要とする調達許可国にある指定施設については、当該施設がMCSに準拠していることを証明する適格ILS監査レポートを（当該レポートがディズニーに提出済みである場合を除き）製造開始前に提出する必要もあります。

ディズニー発行のFAMA

ディズニーは、貴社から提供された（またはディズニーが入手した）情報に基づいて各FAMA申請書を審査します。貴社が製造用途での指定施設の使用を承認された場合、ディズニーは申請が承認された旨を貴社に通知し、FAMAを発行します。通常、FAMAの有効期間は1年となります。ディズニーからFAMAを受け取るまでは、ディズニーブランド製品の製造を開始してはなりません。本要件またはその他の要件に違反してディズニーブランド製品が製造された場合、貴社は、ディズニーの指示に従い、貴社の費用負担により、当該製品の販売や流通を中止し、廃棄または寄付することを求められる可能性があります。また、ディズニー発行のFAMAは通関許可証としても使用できます。詳細については、**「付録5：FAMAのサンプル」**をお読みください。

留意点：

ディズニーから指定施設のFAMAを受け取るまでは、ディズニーブランドの製造を開始してはなりません。

常に指定施設の順守ステータスをディズニーに確認してください。特定の指定施設（改善案の対象となっている指定施設や製造承認を取り消された指定施設を含みます）は、ディズニーブランド製品の製造資格を持たない可能性があります。

貴社が使用する指定施設になんらかの変更があった場合は、速やかにその旨をディズニーに通知してください。これには、新たに追加する指定施設や今後使用する予定のない指定施設も含みます。

指定施設の変更

貴社は、ディズニーブランド製品の製造のために使用するすべての指定施設について、正確かつ最新のリストをディズニーに提供する責任を負います。指定施設の未申請や過剰申請は避けなければなりません。また、過去に申請し、使用を許可された指定施設について何らかの変更（指定施設の連絡先情報、閉鎖、移転など）が生じた場合、その旨をディズニーに通知しなくてはなりません。

貴社は、今後12ヵ月以内に指定施設を使用する合理的な意図が無い場合、あるいは指定施設を12ヵ月間使用していなかった場合には、30日以内に書面またはディズニーが指定するシステム上で、その旨をディズニーに通知する必要があります。ディズニーは、こうした通知を受け取った場合、当該施設での製造に関して過去に発行したFAMAを取り消します。FAMAが取り消されると、新たにFAMA申請書を提出してFAMAを受領するまで、当該指定施設でディズニーブランド製品を製造することはできません。

また、ディズニーの要請を受けた場合はいつでも指定施設の最新のリストまたは指定施設を使用している証拠書類をディズニーに提出する必要もあります。

FAMAの取り消し

FAMAは、契約書とILSプログラム要件に従い、特定の指定施設をディズニーブランド製品の製造に使用することをライセンシー／ベンダーに承認するものです。ディズニーは、以下のいずれかの結果として、以前に発行したFAMA（およびディズニーブランドの製造のために指定施設を使用する貴社の権利）を取り消す場合があります。

- ILSプログラムで求められる適格ILS監査レポートを提出しなかった場合。
- 指定施設が完全に閉鎖されているか、FAMAに記載されている場所で操業していない場合。
- 指定施設が過去12ヵ月間、ディズニーブランドの製造を行っていないこと、現在も行っておらず、今後12ヵ月以内に製造を行う意図もないことを、貴社または指定施設が認めた場合。
- ディズニーがILS監査を実施できない場合。主な理由として、貴社が監査通知書（「COCAN」）の定めに沿って指定施設の現行ステータスを速やかに確認していない、指定施設に関する正確な情報を提供していない、などが挙げられます（詳細については、**「ILS監査」セクションをご覧ください）**。

留意点：

FAMAの取り消しを避けるには、速やかに指定施設リストを更新し、情報提供（使用中の指定施設に関する最新情報など）の要請に対応してください。

指定施設のFAMAが取り消された場合、貴社は、ILSプログラムに従って新たなFAMAが発行されるまで、その施設でディズニーブランドの製造を行うことはできません。詳細については、**「付録12：FAMA取り消し通知のサンプル」**をご覧ください。

ディズニーまたはその代理人が指定施設の監査のためにスケジュールを組むことができない場合、「ILS監査のスケジュール不可能」通知が送信されます。詳細については、**「付録13：FAMAの取り消し－監査のスケジュール不可能（UTS）通知のサンプル」**をご覧ください。この通知を受け取ったら、指定の期限内にディズニーに最新情報を提供する必要があります。ディズニーまたはその代理人が指定施設に連絡し、監査のスケジュールを組むのに十分な情報を貴社が提供しない場合、ディズニーはその指定施設のFAMAを取り消す場合があります。

IV.3 ILS監査

ILS監査は、労働関連の問題を特定し、対処するためのツールとして使用されています。

貴社は、ILS監査を必要とするPSCの指定施設に関し、ディズニーブランド製品の製造を開始する条件として事前に、および指定施設の継続使用中は定期的に、コンプライアンス最低基準（MCS）の遵守を証明する適格ILS監査レポートをディズニーILSに提出する必要があります。

通常は指定施設から既存の適格ILS監査レポートを入手するか、認定社会順守監査機関と連携して適格ILS監査を手配することができます。ディズニーはさらに、すべての指定施設に対して、その所在地を問わず、ILS監査の依頼を決定することができます。

ディズニーによるILS監査

ディズニーは、定期的にILS監査を実施し、指定施設の労働条件を確認する権利を留保します。こうしたILS監査は、ディズニーの従業員またはディズニーが指名する第三者によって質問票やアンケート調査などの手段を用いて行われる場合があり、必ずしも現地または物理的な検証／評価が行われるとは限りません。

ディズニーは、ILS監査を実施または委託する前に、監査通知書（COCAN）を以下に沿って提供することがあります。

- 事前通知によるILS監査：COCANが貴社に送付され、監査人が指定施設に連絡して、当該施設の情報とILS監査の実施日を確認します。
- 抜き打ちのILS監査： COCANは必ずしも貴社に送付されるとは限りません。COCANが貴社に送付される場合、監査人が指定施設に連絡して当該施設の連絡情報を確認し、ILSが今後実施される予定であるが実施日は未定である旨を通知します。COCANが貴社に送付されない場合は、監査人がILS監査の前に必ずしも指定施設に連絡するとは限りません。いずれの場合でも、実施日は未定となります。詳細については、**「付録6：監査通知書（COCAN）のサンプル」をお読みください**。

留意点：

ディズニーは、貴社や第三者によるILS監査レポートの提出にかかわらず、指定施設のILS監査を事前に通知した上で、あるいは抜き打ちにより、定期的に実施または依頼することができます。

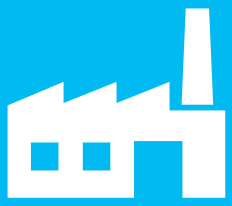

COCANを受け取った場合、速やかに指定施設の最新連絡先情報を確認し、ディズニーのILS担当者に伝える必要があります。また、完全かつ網羅的で無制限のアクセスをディズニーおよびその代理人に付与すべきことを指定施設に通知しなくてはなりません。

ディズニーは、貴社との契約条件に従い、ILS監査の費用を貴社に請求する権利を留保します。

ディズニーは、以下のいずれかの事由の結果、ディズニーまたはディズニーが指名する第三者がILS監査を実施できない場合、指定施設のFAMAを取り消す場合があります。

- 指定施設の現在のステータスを貴社が速やかに確認しなかった場合
- COCANで求められたとおりに指定施設に関する正確な情報を貴社が提供しなかった場合

ライセンシー／ベンダーによるILS監査

ILS監査の要件

ライセンシーおよびベンダーの各社は、特定のPSCに所在し、ディズニーブランド製品の製造に使用する指定施設に関し、MCSの遵守を証明する適格ILS監査レポートを提出する義務を負います（ディズニーに提出済みである場合を除きます）。詳細については、「コンプライアンス最低基準」セクションをお読みください。

ディズニーは、ディズニーILS監査基準に沿って実施するILS監査、およびディズニー認定の社会順守監査機関が実施するILS監査以外にも、多様で適格なプログラムを受け入れています。詳細については、**「マルチステークホルダーや業界主導プログラムが実施するILS監査」**セクションをお読みください。

貴社は、特定のPSCに所在する指定施設について、以下の要領でILS監査レポートを提出する必要があります。

- **初めて使用する指定施設の場合：**ディズニーによる初回承認および製造開始に先立ち、MCSの遵守を証明するILS監査レポートを提出する必要があります。ただし、レポートがディズニーに提出済みである場合を除きます。
- **新設施設の場合：**「新設施設」とは、別の場所から移転したものではなく、稼働期間が12ヵ月未満の施設を意味します。提出可能な記録が3ヵ月分に満たない新設施設は、ディズニーブランドの製造資格を有しません。稼働開始から3ヵ月以上12ヵ月未満である新設施設については、ディズニーの初回承認と製造開始に先立ち、全稼働期間についての記録に基づきMCSの遵守を証明するILS監査レポートを提出しなければなりません。
- **移転施設の場合：**「移転施設」とは、営業ライセンスや必要な政府の認証、免許、許可をそのまま維持して、物理的に移転した施設を意味します。ディズニーによる初回承認および製造開始に先立ち、必要な記録（旧所在地と新所在地を合算した記録）に基づき作成したMCS遵守を証明するILS監査レポートを提出する必要があります。さらに、ディズニーが過去5年以内に承認を取り消した指定施設からの移転である場合は、「指定施設の復権プロセス」を受ける必要があります。詳細については、**「指定施設の生産承認取り消し」**セクションをお読みください。
- **ベター・ワーク施設の場合：**ベター・ワーク参加国の指定施設に関しては、追加の要件が適用される場合があります。詳細については、**「ベター・ワーク・プログラム」**セクションをお読みください。

一部の指定施設は、同じくILS監査レポートを提出する他のディズニーのライセンシーやベンダーも使用しているため、マンスリー・ステータス・レポートを確認し、ILS監査レポートを提出する必要があるかどうかを判断することが重要です。監査レポート提出期限や指定施設のステータスは、他のライセンシーやベンダーがILS監査レポートを提出した結果、変更される場合があります。

留意点：

新たに申請した指定施設については製造を開始する前に、また、特定のPSCに所在する既存の承認済み指定施設についてはすべて毎年(またはディズニーの別途の指示に従い)、適格ILS監査レポートを提出する必要があります。

ILS監査のスケジュールを組む前に、適格ILS監査レポートが存在しているかどうかをディズニーのILS担当者または指定施設に確認することをお勧めします。

適格ILS監査レポートは指定の期日までに提出する必要があります。監査レポートがこの期日までに提出されない場合、指定施設のFAMAが取り消される場合があります。

以下に、ILS監査要件を効率的に遵守するための手順を示します。

1. 貴社の使用候補である指定施設について、MCS遵守を証明する適格ILS監査レポートがディズニーに提出済みであるかどうかを、ディズニーに問い合わせてください。
2. ディズニーに適格ILS監査レポートの提出記録がない場合、指定施設に問い合わせて適格ILS監査レポートがあるかどうかを確認してください。ディズニーは幅広い監査プログラムを受け入れています。ILS監査を実施する機関の主な例については、**「マルチステークホルダーや業界主導プログラムが実施するILS監査」セクション**をお読みください。指定施設にこうした既存のレポートがある場合、そのレポートをディズニーに提出して下さい。
3. ディズニーが指定施設の適格ILS監査レポートを保持しておらず、指定施設にも既存の適格ILS監査レポートがない場合は、その指定施設のために新たなILS監査のスケジュールを組む必要があります。このILS監査が適格ILS監査とみなされるには、ディズニーの要件を満たさなければなりません。ILS監査レポートをディズニーに提出するのはライセンシー／ベンダーの責任です。詳細については、**「適格ILS監査およびILS監査レポートの要件」セクション**をお読みください。

適格ILS監査およびILS監査レポートの要件

ディズニーでは、適格ILS監査レポートとして既存の監査レポートを提出することを奨励しています。既存の適格な監査レポートを提出することで、監査の重複を最小限に抑え、コスト削減、是正や継続的な改善へのリソースを再配分することができます。

ILS監査とILS監査レポートが「適格」とみなされるには、本セクションで述べる主要分野の要件を満たす必要があります。

- ILS監査レポートの実施日
- ILS監査の実施方法
- ILS監査レポートの内容と形式

留意点：

既存の適格な監査レポートを提出することで、監査の重複を最小限に抑え、コスト削減、是正や継続的な改善へのリソースを再配分することができます。

以下のセクションでは、ILS監査レポートが適格とみなされるために
満たすべき条件を詳しく説明しています。

ILS監査レポートの実施日

ILS監査はディズニーへのレポート提出日からさかのぼって6ヵ月以内に実施されていなくてはなりません。レポートの日付は、ディズニーに提出済みのいずれのILS監査レポートよりも後の日付でなければなりません。

ILS監査の実施方法

ILS監査は次の要件のいずれかにしたがって実施される必要があります。

- ディズニー承認のマルチステークホルダーや業界主導プログラムの基準に沿って実施される監査：以下のウェブサイトで指定されている制限を条件として、該当のプログラムで指名する認定社会順守監査機関によって実施される必要があります：**ディズニー形式の監査を実施する認定社会順守監査機関**

または

- ディズニーのILS監査基準にしたがって実施される監査：ディズニーがILS監査の実施を承認する社会順守監査機関によって実施される必要があります（該当の機関リストについては、**「ディズニー形式の監査を実施する認定社会順守監査機関」**ウェブサイトをご覧ください）。

または

- ディズニーが書面で認定した確立されたブランド、小売業者、ライセンシー、またはベンダーのプログラムにしたがって実施される監査：これには、ディズニーが認めた周知のブランド、小売業者、ライセンシー、ベンダーの社内または専属監査部門によって実施される監査が含まれる場合があります。

ILS監査レポートの内容と形式

ILS監査レポートは、以下のすべての要件を満たす必要があります。

ILS監査レポートは、指定施設の労働条件を記録し、ディズニー規範の次の要素（人権、児童就労、強制労働、ハラスメント・虐待、差別、組合・団体交渉の自由、安全衛生、賃金・福利厚生、労働時間、労働者コミュニケーションとエンゲージメント、環境、およびサプライチェーン管理）を網羅していること。

指定施設の正式名称、住所、および電話番号（階数、建物名、番地、区域、市、国など）を明記していること。

ILS監査レポートには、ILS監査の実施日や監査を実施した社会順守監査機関の名称（該当する場合）を含めること。

ILS監査レポートは英語表記とし、ディズニーが指示する電子的手段で提出すること。

追跡ILS監査レポートは、同じ監査サイクルで実施された過去のILS監査レポートをすべて添付して提出すること。

マルチステークホルダーや業界主導プログラムが実施するILS監査

ディズニーは、幅広い適格な監査プログラムを受け入れていますが、以下をはじめとするマルチステークホルダーや業界主導プログラムが実施するILS監査を推奨しています。

- **Amfori 旧 Business Social Compliance Initiative: (BSCI)**
- **Better Work program (ベター・ワーク・プログラム): 詳細については、「付録4：ベター・ワーク・プログラム」をご覧ください。**
- **Fair Labor Association (FLA) (公正労働協会)**
- **The Fashion Jewelry and Accessories Trade Association (FJATA)**
- **Ethical Supply Chain Program 旧 ICTI Ethical Toy Program**
- **Responsible Business Alliance (RBA) - 旧 Electronic Industry Citizenship Coalition (EICC)**
- **Sedex Members Ethical Trade Audit (SMETA) (マルチステークホルダーであるSedex Members Ethical Trade Audit (SMETA) 主導で実施されたILS監査のディズニーの受け入れについては、ウェブサイト (impact.disney.com) の「Updates and Notifications (更新とお知らせ)」セクションをご覧ください)**
- **Social Accountability International SA 8000 Standard**
- **Worldwide Responsible Accredited Production (WRAP)**

留意点：

監査はプロセスの一部にすぎません。貴社には継続的な改善を促進するために定期的に指定施設に働きかけることが求められています。

上記のイニシアチブに基づいて実施されるILS監査も、適格ILS監査のすべての要件を満たす必要があります。

ディズニーは、指定施設の完全なILS監査レポートの代わりとして、遵守表示、指定施設の認証、社内審査／監査、バーチャル監査、部分的レポート、評価、予備的レポート (ディズニーの改善案確認レポートなど) を受け入れることはありません。詳細については、**「付録9：改善案確認レポート (CAPAR) のサンプル」をご覧ください。**

監査レビュー結果（旧称：改善案またはCAP）

ディズニーは、ILS監査レポートをレビューした後、監査レビュー結果を発行する場合があります。監査レビュー結果はILSプログラムの違反をまとめたものです。貴社は、指定施設と共に監査レビュー結果をよく読み、追跡ILS監査が必要となる前に、判明したMCS違反を速やかに是正する措置を講じることが求められます。詳細については、**「付録10：監査レビュー結果のサンプル」**および**「不遵守の是正」**セクションをお読みください。さらに、監査レビュー結果またはILS監査レポートを使用して、判明したすべてのILSプログラム違反に対処し、労働条件の継続的な改善を行う必要もあります。

社会順守監査機関および社会順守コンサルタントとの連携

社会順守監査機関は、ディズニー認定プログラムを使用してILS監査を実施し、場合によっては遵守違反の是正を支援することもあります。現行の社会順守監査機関リストは次のウェブサイトで入手することができます：**ディズニー形式の監査を実施する認定社会順守監査機関** ディズニーは、社会順守監査機関や社会順守コンサルタントが提供するディズニー方針の解釈、指定施設がディズニー基準に準拠しているかどうかの意見、またはフォローアップ活動に関するガイダンスなどに拘束されることはありません。

社会順守監査機関や社会順守コンサルタントに依頼する前に、指定施設管理者がディズニー規範を理解していること、指定施設の敷地、雇用主が提供する住宅、関連文書への正確かつ完全で無制限なアクセスおよび労働者との個別の個人面談を行う機会を監査人に許可することを確認してください。詳細については、**「付録7：ILS監査行程表のサンプル」**および**「付録8：ILS監査記録チェックリストのサンプル」を**ご覧ください。

貴社は、社会順守監査機関との連携により、以下を行うことができます：

- 社会順守監査機関に適格ILS監査の実施を依頼する。
- 監査の準備に時間がかかる場合もあるため、貴社が選択した機関が貴社のスケジュールに沿ってILS監査を実施できるか確認する。
- 社会順守監査機関のILS監査結果をレビューし、是正計画を指定施設に通知する。
- ILS監査レポートのコピーをディズニーに提供する。ディズニーが社会順守監査機関にILS監査レポートを求める場合もある。

留意点：

社会順守監査機関および社会順守コンサルタントのいずれも、ILS監査がディズニーによって適格とみなされるか、あるいは指定施設がディズニーブランドの製造を許可されるかを保証することはできません。

IV.4 不遵守の是正

ディズニーは、ディズニーブランド製品の製造に従事する指定施設が、少なくともコンプライアンス最低基準を遵守し続けることを求めています。ライセンシーおよびベンダーの各社は、指定施設の継続的な使用の条件として、指定施設（およびその指定施設を使用する他のライセンシーやベンダー）と連携し、下記の期限内にILS監査によって判明したMCS違反を是正する責任を負います。

問題が是正可能である場合、ディズニーは、貴社がその指定施設との取引を打ち切るよりも、当該施設と連携して労働条件を改善するよう取り組むことを推奨しています。指定施設がMCSに準拠するようになった後も、貴社は、当該施設がその後も継続してMCSを遵守し、ILS監査中に判明した当該施設の他の違反にも速やかに対処するよう当該施設と協力し続ける責任を負います。

MCS遵守の義務

貴社がディズニーブランドの製造に使用している指定施設の**ILS**監査レポートに、当該施設が**MCS**に準拠していない旨が示されている場合：

- ディズニーはILS監査レポートで判明した違反について説明する監査レビュー結果を発行します。詳細については、**「付録10：監査レビュー結果のサンプル」**をご覧ください。これは、参考として貴社の指定施設管理者と共有してください。
- 貴社は、指定施設と連携してMCS違反を是正し、指定施設の労働条件を改善することに責任を負います。
- 指定施設と連携してMCS違反を是正し、MCS違反が是正されたこと、他にMCS違反が存在しないことを示す新たな適格ILS監査レポートを提出するまで、通常120日間の猶予が与えられます。重大な違反を伴う場合には、ディズニーが是正期間を短縮することもあります。
- 貴社は、次のILS監査レポートの提出期限日までに、その指定施設がMCSに準拠するようにしなくてはなりません。そうでない場合、その施設はディズニーブランド製品の製造許可を取り消されることになります。

留意点：

MCS違反を指摘された場合、違反の是正、新たなILS監査の実施、ILS監査レポートのディズニーへの提出に通常120日間の猶予が与えられます。ディズニーが実施したILS監査の場合、ディズニーが追跡監査もスケジュールします。

MCS違反の例

MCS違反の例については、**「付録3：MCS違反の例」**をご覧ください。

継続的な改善に向けた期待事項

MCSは、ディズニーブランド製品の製造承認を得るために指定施設が満たし、保持すべき最低限のディズニー規範遵守の水準を意味します。また、貴社は指定施設に労働条件の継続的な改善を促し、指定施設がディズニー規範を完全に遵守することを保証するため、商業的に合理的な努力を払う責任も負います。ディズニーは、指定施設の使用承認の継続、または他のライセンシーやベンダーに新たに同指定施設の使用承認を与える場合に、継続的な改善の進捗状況と一貫性を考慮する場合があります。

貴社は、指定施設における労働慣行の強化と労働条件の改善を補佐するため、社会順守監査機関や社会順守コンサルタントと契約することもできます。社会順守コンサルタントの詳細については、ディズニーのILS担当者にお問い合わせください。

IV.5 指定施設の生産承認取り消し

ディズニーは、ライセンシー、ベンダー、指定施設と協力し、労働慣行と労働条件の強化および改善に努めています。しかしながら、一部の指定施設ではディズニーブランド製品の生産承認を取り消す必要が生じる場合もあります。指定施設の生産承認取り消し（FLOPA）は、ライセンシーやベンダーが指定施設のILSプログラム要件遵守を徹底できなかった場合に起こります。

FLOPAの主な原因として以下が挙げられます：

- MCS違反が判明し、猶予期間内に是正されなかった場合。
- 初回のILS監査でMCS違反が指摘された後、さらに別のMCS違反が判明した場合。
- ILS監査が詐欺行為、賄賂、ハラスメント、脅迫、その他従業員や監査人に対する不当な影響力の行使を通じて遂行されたか、ILS監査にこうした行為が関わったとディズニーが合理的に確信を持つに至った場合。
- ディズニーまたはディズニーが委託する第三者が実施したILS監査において、監査人が指定施設、雇用主が提供する住宅、指定施設の記録文書のいずれかへのアクセス、または従業員との個別面談を行う機会を二度にわたり全面的または一部拒否された場合。
- MCS違反が判明した初回ILS監査に続く追跡ILS監査の実施を、ディズニーまたはディズニーが委託する第三者が試みて、実施できなかった場合。
- 指定施設が所在するPSCに適用されるすべての追加条件を遵守していない、または継続的に遵守していない場合。
- ディズニー、その関連会社、またはそのライセンサーが所有、共同所有、またはライセンス供与している知的財産を、指定施設が許可されていない目的のために使用している場合。

留意点：

指定施設を使用しているすべてのライセンシーおよびベンダーは、ディズニーから通知による要請を受けた場合、通知を受けた日から30日以内に、または法令で別段に定められたとおり、ディズニーブランド製品の製造を速やかに停止し、完成・未完成を問わず、すべてのディズニーブランド製品（成型品の型や材料を含みます）を撤去しなければなりません。

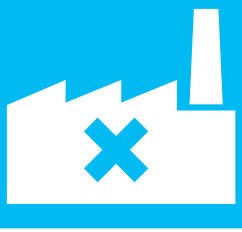

ディズニーブランドの製造停止

ディズニーがある指定施設の生産承認を取り消した場合：

- その指定施設の使用を現在または過去に承認されているすべてのライセンシーおよびベンダーに対し、FLOPA通知が発行されます（詳細については、**「付録11：指定施設の生産承認取り消し（FLOPA）通知のサンプル」**をご覧ください）。
- その指定施設を使用しているすべてのライセンシーおよびベンダーは、速やかにディズニーブランド製品の製造を停止し、完成・未完成を問わず、すべてのディズニーブランド製品（成型品の型や材料を含みます）を撤去しなければなりません。この対応措置はすべて、ディズニーの書面による通知から30日以内、またはディズニーが指示する法令に定められた期限までに完了する必要があります。

留意点：

指定施設がディズニーブランド製品の生産承認を取り消された場合、すべてのライセンシーとベンダーはその指定施設を使用することができなくなります。

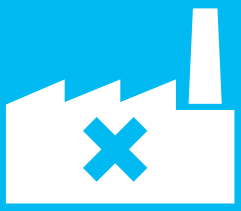

指定施設の復権審査

指定施設でディズニーブランド製品の生産承認が取り消された場合、その指定施設は通常12ヵ月後に復権審査を受けることができます。指定施設に復権審査を受ける資格があるか確認したい場合は、ディズニーのILS担当者にお問い合わせください。復権審査はディズニーの裁量によって行われるものとします。

IV.6 ILS監査レポートと指定施設の開示

ディズニーは、ILS監査レポートを第三者（同じ指定施設を使用している他のライセンシーやベンダー、ディズニーを代理する社会順守監査機関、および非営利組織を含みます。以下、総称して「第三者」といいます）に開示する場合があります。ただし、こうした開示の際に、事前の書面による同意を得ずにライセンシーやベンダーを特定できる情報に言及することはありません。

貴社は、ディズニーのライセンシーまたはベンダーとして、自社または代理人が実施したILS監査のレポートを第三者に開示することができます。ただし、ディズニーの書面による事前の同意を得ずに、ディズニーについて、またはディズニーの知的財産や製品のいずれについても言及してはなりません。

ディズニーは、ILSプログラムに関連して、あらゆる指定施設の名称および住所を、ライセンシーおよびベンダーの同意を得ずに、公表あるいは第三者に開示することができます。

ディズニーでは、著作権侵害防止活動の一環として、また円滑な製品出荷のため、世界中の通関・法執行機関職員、またはこのような取り組みを支援する可能性のあるその他の第三者と意思疎通を図り、ディズニーが所有または管理する知的財産の正規ユーザーを特定する情報を提供する場合があります。こうした情報には、ライセンシー／ベンダーや指定施設の識別情報も含まれます。

ディズニーは、自社の権利を行使するか知的財産を保護する必要があると認めた場合、ILS監査レポート、FAMA申請書、その他のあらゆる情報を開示する場合があります。

V 無地アイテム・原材料のサプライヤー

ディズニーでは、ライセンシーおよびベンダーの各社に対し、ディズニーブランド製品の製造に従事する指定施設の継続的な遵守を管理することに加え、サプライチェーンを通じてディズニーブランドの製造が行われていない場所でもディズニー規範の不遵守リスクを特定し、管理することを求めています。これには、原材料の原産地から最終製品変換までの製造工程の各段階におけるあらゆる無地アイテム、部品、原材料が含まれます。

ライセンシーおよびベンダーの各社は以下を遵守する必要があります。

- 製造に使用する無地アイテム、原材料、部品、製造工程の各段階で関与するサプライチェーン上の企業、加工・流通過程管理を特定し、文書化する。
- すべてのサプライチェーン上の企業に対し、ディズニーの期待事項を周知徹底する。
- サプライチェーン上の企業が職場状況を継続的に監視し、問題に取り組んでいることを確認する。

ライセンシーおよびベンダーの各社はこうした取り組みを文書化し、ディズニーの要請があれば、この情報をディズニーに提供する必要があります。ライセンシーおよびベンダーの各社は、ディズニーの要請があれば、サプライチェーン上の企業に対し、ディズニーおよびその指名代理人（第三者を含みます）がディズニー規範の遵守を確認するために適用法で許容されている範囲内で業務を監視することを許可するよう依頼してください。これには、サプライチェーンの各敷地、職場、雇用主が提供する住宅における抜き打ち現場調査、勤怠記録、給与、その他のディズニー規範に関連する記録文書のレビュー、労働者とのコミュニケーションなどが含まれます。

VI. ディズニー倫理規定

ディズニーは、高度な倫理規定に従い、適用法規を遵守して事業を営むことに取り組んでいます。

当社の行動規範はすべての従業員に適用され、倫理的行為と法遵守を促進するリソースやツールを提供しています。当社の取締役会もまた、このような原則や取締役向けの企業行動・倫理規範について説明責任を担っています。当社では、こうした規範を研修やその他の伝達手段によりリーダーや従業員の間で周知徹底させています。従業員は内部通報ホットラインで安全に倫理上の懸念事項を報告することができます。

ディズニーはさらに、社会順守監査機関やディズニーが委託する他の者（以下、総称して「ディズニー代理人」といいます）にも同等の基準を遵守するよう求めています。とりわけこれらの基準は、ディズニー代理人が独立した判断と公平な評価を行うことを妨げる可能性がある、または妨げるものとみなされるような個人または法人からの価値あるものの勧誘、申し出、または受領を厳しく禁じています。

さらに、いかなる個人または法人も、ディズニー代理人に影響を及ぼす意図をもって、または意図していると合理的にみなされるような価値あるものの提供を行ってはなりません。「価値あるもの」の主な例として、以下が挙げられます：

- *現金、謝礼、給付金、割引、特典、貸付金、宿泊費、その他の便宜*
- *ディズニー代理人の業務上合理的に必要かつ付随的なもの以外の食事および旅費*

個人または法人がディズニー代理人に影響を及ぼそうと試みた場合、これらのディズニーブランド製品の製造契約は直ちに解除するものとします。

貴社がディズニー代理人の行動について何らかの懸念や疑問を持った場合、あるいは倫理方針の違反を報告したいと考える場合には、この**リンク**からディズニーホットラインにご連絡ください。

付録

A1	付録1: 用語集	32
A2	付録2: よくある質問	34
A3	付録3: MCS違反の例	37
A4	付録4: ベター・ワーク・プログラム	38
A5	付録5: FAMAのサンプル	39
A6	付録6: 監査通知書（COCAN）のサンプル	40
A7	付録7: ILS監査行程表のサンプル	41
A8	付録8: ILS監査記録チェックリストのサンプル	42
A9	付録9: 改善案確認レポートのサンプル	45
A10	付録10: 監査レビュー結果のサンプル	46
A11	付録11: 指定施設の生産承認取り消し（FLOPA）通知のサンプル	47
A12	付録12: FAMA取り消し通知のサンプル	48
A13	付録13: FAMAの取り消し—監査のスケジュール不可能（UTS）通知のサンプル	50

付録1

用語集

「無地アイテム」とは、ディズニーの知的財産が含まれていない、組み込まれていない、または適用されていない無地または一般的な製品、部品、素材（無地または一般的な段ボール箱、ラップ、飾りのないボタンなど）を意味します。

「規範」とは、(i) The Walt Disney Companyのサプライチェーン行動規範（または今後導入される規範。以下、「ディズニー規範」といいます）、または (ii) ディズニーが単独の裁量により認める別の労働基準を意味します。ディズニー規範はディズニーのウェブサイトに掲載されています。

「部品」とは、生地、ボタン、ジッパー、梱包材、電子部品など、製品を構成するあらゆる要素を意味します。

「ディズニーブランド製品」とは、The Walt Disney Companyまたはその関連会社が所有または管理する知的財産が含まれているか、組み込まれているか、適用されている製品、部品、および物理的形状の素材を意味します。

「ディズニーのウェブサイト」とは、**www.impact.disney.com**（または今後導入されるウェブサイト）を意味します。

「指定施設」とは、ディズニーの知的財産（すなわち、The Walt Disney Companyまたはその関連会社が所有または管理する名称、商標、ロゴ、キャラクター、アートワーク、その他の専有素材）が含まれている、組み込まれている、または適用されている物理的形状（したがって、デジタル形態だけのものは除かれます）の製品、部品、製品パッケージ、販促プレミアム品、その他これらに関連するアイテムを製造、加工、仕上げ、組立（例えば、1つ以上の個別製品を別の製品セット、束、複数のパックに組み合わせたものも含まれます）、または梱包するライセンシー／ベンダーまたは第三者の製造業者、ベンダー、工場、農場、サプライヤー、その他の施設（下請業者を含みます）を意味します。

「**FAMA**申請書」とは、指定施設・製品承認申請書を意味します。ライセンシーおよびベンダーの各社は、使用したいと考える指定施設ごとにこの申請書を作成し、ディズニーに提出する必要があります。

「**ILS**監査」とは、施設における労働基準の調査および／または監査を意味し、指定施設がILSコンプライアンス最低基準、ディズニー規範、および法律を遵守しているかどうかを評価するために実施するものです。

「法律」とは、ディズニーブランド製品に関するディズニーと貴社との契約およびこれに基づき貴社が行うあらゆる活動に付随して適用される法律、規則、規制（現地および国の法律、規則、規制、条約その他の法的義務を含みますが、これらに限定されません）を意味します。主な例として、(i) 税金、(ii) 消費者や製品の安全性、(iii) データ保護および個人識別情報のプライバシーと保護、(iv) 未成年者、従業員、環境の保護、(v) 1977年米国海外腐敗行為防止法およびその改訂版（および現地や外国における同等の法律）、(vi) 米国の貿易規制をはじめとする貿易規制（通関、輸出・輸入規制、制裁、禁輸など）、(vii) ディズニーブランド製品の製造、ラベル付け、価格設定、販売、流通に適用される法律が挙げられます。

「コンプライアンス最低基準」または「**MCS**」とは、ILSプログラムに従い、ディズニー規範の遵守に関して最低限許容できる水準を意味します。

「マンスリー・ステータス・レポート」とは、ディズニーがライセンシーおよびベンダーの各社に提供する情報（ディズニーがライセンシー／ベンダーに送付するか、ディズニーが指定するシステム上で提供するかを問いません）を意味し、各社の関連指定施設のリストおよびILSプログラムにおける指定施設のステータスを記載しています。これには、承認を受けた指定施設、承認待ちの指定施設、指定施設申請なし、登録失効指定施設に関する情報／表示も含まれます。

A1 | 用語集

「調達許可国」または「**PSC**」とは、ディズニーが指定し、ライセンシーおよびベンダーの各社が製品、部品、製品パッケージ、販促プレミアム品（原材料や無地アイテムなども含みます）を製造または調達することができる国を意味します。ディズニーは、一部の調達許可国において上記の活動を行う条件として、追加の要件を設ける場合があります。現行の調達許可国リストはディズニーのウェブサイト上に掲載しています。

「者」とは、個人または法人を意味します。

「**POS**／広告」とは、広告もしくは店頭マーケティングのみを意図した印刷素材を意味します。主な例として、垂れ幕、看板、立て看板、ディスプレイ、チラシ、回報、広告掲示板、ラップ、価格表示版、スチールラック、ストッパー、ロールスタンド、ホーディング、カタログなどが挙げられます。消費者に提供される有形のプレミアム品や販促用景品、一般的な消費財の広告はPOS／広告に含まれません。

「禁止対象者」とは、ライセンシーやベンダーが法律上取引を行ってはならない者を意味します。法律によって禁止対象となった者は、ディズニーからの通知を要することなく、かかる法律の発効日付けで自動的に取引の禁止対象となります。そのような変更を監視するのはライセンシーおよびベンダーの責任です。

「原材料」とは、ディズニーの知的財産が含まれていない、組み込まれていない、または適用されていない一般的な一次産品を意味します。主な例としては、綿、金属、セルロースパルプなどが挙げられます。

「社会順守監査機関」とは、ディズニーからILS監査を実施する承認を受けている第三者サービスプロバイダーを意味します。社会順守監査機関のリストは、ウェブサイト**「ディズニー形式の監査を実施する認定社会順守監査機関」**に掲載されています。

付録2

よくある質問

1. ディズニーブランド製品を製造するすべての指定施設について、**ILS**監査レポートを提出する必要がありますか？ 複数のライセンシーやベンダーが使用する指定施設はどのように扱われますか？

   ライセンシーおよびベンダーは、「ILS監査が必要」として指定されたPSCに所在する指定施設についてのみ、適格ILS監査レポートを提出する必要があります。「ILS監査が不要」として指定されているPSCに所在する指定施設については、適格ILS監査レポートを提出する必要はありません。いずれの場合も、ライセンシー／ベンダーはFAMA申請書を提出して、各指定施設を申請しなければなりません。

   適格ILS監査レポートは、ディズニーが指定した期間内に、指定施設ごとに1部提出する必要があります。指定期間内にコンプライアンス最低基準を満たす適格ILS監査レポートがディズニーに提出済みである場合には、別のレポートの提出は不要となります。

   指定施設ごとに提出する適格ILS監査レポートは、マンスリー・ステータス・レポートの「必要な対応」セクションに記載される次回監査期日に反映されます。このマンスリー・ステータス・レポートは指定施設を使用するライセンシーおよびベンダーの各社に送付されます。

2. 適格**ILS**監査レポートとは何ですか？

   適格ILS監査とILS監査レポートの詳細については、ILSプログラムマニュアルの「適格ILS監査およびILS監査レポートの要件」セクションをお読みください。

   ディズニーは、ILS監査レポートの代わりとして、指定施設の認証、遵守表示、社内審査／監査、リモート監査、部分的レポート、予備的レポート（**ディズニーの改善案確認レポート（CAPAR）**など）、評価を受け入れることはありません。

   追跡用または部分的なILS監査レポートを提出する場合、ディズニーに提出済みの監査レポートが記録されていない限り、同じ監査サイクルで実施した前回のILS監査レポートもすべて添付する必要があります。

3. ディズニーはどの監査プログラムを受け入れていますか？

   ディズニーは次の監査プログラムを受け入れています。(a) ディズニーが認めるマルチステークホルダーや業界主導プログラムの基準に従い、ディズニー認定の社会順守監査機関が実施するILS監査。ただし、ウェブサイト**「ディズニー形式の監査を実施する認定社会順守監査機関」**で指定されている制限事項を条件とします。(b) ディズニーのILS監査基準に従い、ディズニー認定の社会順守監査機関が実施するILS監査。または、(c) ディズニーが認める確立されたブランド、小売業者、ライセンシー、またはベンダープログラムの基準に従い、ディズニー認定の適格な社会順守監査機関または有名ブランド、小売業者、ライセンシー、またはベンダープログラムの社内／専属監査部門が実施するILS監査。ただし、ディズニーの承認を必要とします。監査の適格性について疑問がある場合は、ディズニーのILS担当者までお問い合わせください。

4. ディズニーは**ILS**監査レポートの評価にどのくらいの時間を要しますか？

   ディズニーに適格ILS監査レポートを提出し、そのレビューを受けると、レポートは可能な限り速やかに処理されます。ライセンシーおよびベンダーの各社は、追加の情報を必要としない限り、ディズニーが適格ILS監査レポートを受理してから審査を終えるまで最大30日かかるとお考えください。

5. **ILS**監査のスケジュールを組んでから完了するまで、どのくらいの時間がかかりますか？

   監査の準備にかかる期間は大きく異なる場合があります。ライセンシーおよびベンダーの各社は、監査会社の処理能力や現地の祝祭日など、ILS監査のスケジュールに影響を及ぼす可能性のあるさまざまな要因を考慮する必要があります。したがって、マンスリー・ステータス・レポートに記載されているILS監査レポートの次回期限日に基づき、適格ILS監査の依頼を検討する際には、上記のことを念頭に置いてください。

6. 指定施設が**MCS**に準拠していない場合、どうなりますか？

新規に申請する指定施設がMCSに準拠していない場合、ディズニーの承認を得られず、製造を開始することができません。

FAMAを受けた貴社の指定施設が継続的にMCSを遵守していない場合、貴社には通常120日の猶予が与えられ、その期間内にディズニーに適格ILS監査レポートを提出し、すべてのMCS違反が是正されたことを証明する必要があります。必要な是正措置を講じないと、当該施設でのディズニーブランド製品の生産承認が取り消される可能性があります。取り消された場合、当該施設を使用しているライセンシー／ベンダーは当該施設におけるすべての製造を速やかに停止しなくてはなりません。また、指定期限内に適格ILS監査レポートを提出しなかった場合にも、FAMAが取り消される可能性があります。

7. 最近、**ILS**監査レポートを提出し、指定施設の**MCS**遵守を証明したばかりです。ディズニーはなぜ、同じ指定施設で新たに監査スケジュールを組むのでしょうか？

ディズニーは通常、世界中のあらゆる場所でいつでも指定施設を監査する権利を留保しています。適格ILS監査レポートが提出済みであっても、ディズニーブランド製品を製造する指定施設の労働条件を確認するために、定期的に監査を実施しています。

8. 指定施設が提供する**FAMA**は、当該施設がディズニーブランド製品の製造を承認されている十分な証拠となりますか？

いいえ。FAMAは、指定施設ではなくライセンシー／ベンダーに対して発行されるものです。FAMAに記載されているライセンシー／ベンダーに対してのみ、該当の指定施設での製造を許可しています。ディズニーが指定施設のFAMAを貴社に対して発行するまでは、当該施設でディズニーブランド製品の製造を開始することは、（たとえ、他のライセンシーやベンダーが現在その指定施設を使用している場合であっても）認められません。

9. 他のライセンシーやベンダーが使用している指定施設で、弊社が製造を開始する承認を得られないのはなぜですか？

指定施設の使用承認は、施設に対してではなく、個別のライセンシー／ベンダーに対して発行されるものです。承認が得られないのは、その指定施設に新たなFAMAの発行を妨げる懸案事項（当該施設の適格ILS監査レポートが登録されていないなど）が存在する可能性があります。そのような場合、ディズニーのILS担当者に詳細をお問い合わせください。

10. 使用を停止した指定施設が依然としてマンスリー・ステータス・レポートに記載されているのはなぜですか？

使用していない指定施設は、登録失効後も一定期間、マンスリー・ステータス・レポートの「登録の失効」タブに「登録失効指定施設」として掲載され続けます。こうした施設は貴社の参照用としてレポート上に表示されます。これにより、貴社は、当該施設のFAMAを新たに取得するまで、ディズニーブランドの製造に当該施設を使用する権限がないことを十分に認識することができます。

11. 他のブランドまたは小売業者がディズニーブランド製品の製造に使用する指定施設のリストを入手することはできますか？

いいえ。ライセンシー／ベンダーは各々のディズニーブランド製品のサプライチェーンを適切に管理する責任を負います。これには、適格な指定施設を特定し、これらがILSプログラム要件を常に遵守できるように補佐する責任が含まれます。

12. 指定施設でディズニーブランド製品を製造する承認を得た後は、何をすればよいのですか？

その指定施設と引き続き連携して、適切な労働条件を維持するよう徹底し、何らかの問題があれば速やかに解決し、ILSプログラムで義務付けられている追跡ILS監査を手配してください。

ディズニーは、たとえ指定施設がMCSに準拠している場合でも、その指定施設の労働条件がディズニー規範を厳守していない可能性があることを認識しています。したがって、ライセンシー／ベンダーは指定施設と連携して、ディズニーブランド製品を製造するすべての指定施設における労働条件の継続的な改善を働きかける責任を負います。

指定施設リストに何らかの変更が生じた場合（指定施設の住所や連絡先情報の更新など）は、その旨をディズニーに報告してください。

13. 検証中の指定施設とは、どういう意味ですか？

検証とは、指定施設に関する最も正確な情報を判断するためにディズニーが用いるプロセスです。ディズニーは、FAMA申請書に記載されている指定施設に連絡して、住所、電話番号、正式名称など、指定施設の情報が正確であることを確認します。

したがって、ディズニーブランド製品の製造を開始する前に、ディズニーから連絡を受け、検証に必要な質問に返答する必要があることを、貴社の指定施設の担当者／管理者に周知徹底しておいてください。

14. 指定施設がディズニーブランド製品の生産承認を失った旨の通知は誰が受け取るのですか？

ライセンシー／ベンダーがディズニーブランド製品を製造するために指定施設を使用する承認を取り消された場合、その指定施設をディズニーブランドの製造に使用したことがあるすべてのライセンシーおよびベンダー宛てに、指定施設の生産承認取り消し（FLOPA）通知が送付されます。この通知は、貴社が当該施設で現在製造を行っているかどうかに関わらず、当該施設の承認取り消しを十分に認識していることを確認するために送付されます。

15. ディズニーと複数の契約を結んでいる場合、複数の契約に基づく製造に関連して使用する指定施設について、**FAMA**申請書を個別に提出しなければなりませんか？

使用する予定の指定施設ごとにFAMA申請書を1部提出する必要があります。FAMA申請書には、貴社が意図しているディズニーブランド製品の製造の根拠となるすべての契約を記載してください。

16. 複数の地域でディズニーの事業部門と契約を結んでおり、各契約に基づき同じ指定施設を製造に使用したいと考える場合、これらの地域すべてを対象とする**FAMA**申請書を**1**部だけ提出することはできますか？

はい、できます。FAMA申請書には、貴社が意図しているディズニーブランド製品の製造の根拠となるすべての契約を記載してください。

例えば、貴社がディズニーランド・パリと提携し、カナダにおけるライセンス契約を結んでいる場合、その指定施設のFAMA申請書を1部提出するだけですみます。FAMA申請書には、FAMAを必要とする該当の契約をすべて記載してください。

17. FAMAの有効期限はどのくらいですか**?**

FAMAは通常、発行日から1年間有効となります。ただし、ディズニーがそのFAMAを取り消した場合（詳細については**「FAMAの取り消し」**セクションを参照）、またはディズニーとの契約が終了した時点で失効となります。

この日付は次回の監査期日（該当する場合）とは異なることにご留意ください。マンスリー・ステータス・レポートを参照し、該当の指定施設の次回監査期日を必ず確認してください。

付録3

MCS違反の例

MCS違反の主な例として、以下が挙げられます：

強制労働

何らかの方針や慣行による強制労働、拘束労働、年季奉公、囚人労働、強制的あるいは自由意志によらない残業、残業を拒否したことでペナルティや罰金を負わせる、個人的な所有物（パスポートや身分証など）や賃金を保留する、何らかの時点で行動の自由を不合理に制限すること。例えば以下の例が挙げられる。

- *従業員が残業を拒否した場合に罰金を強いる。*
- *従業員が宿舎に行き来することを制限する。*
- *労働者に斡旋手数料や経費の払い戻しを行わない。*

児童労働

就業年齢未満の労働者を雇用していることが判明した場合、または適用法に基づく児童労働違反に対する是正措置が不適切である場合。主な例として、以下が挙げられます。

- ***1**人以上の従業員が法定就労年齢未満である。*
- *年齢を証明する必要書類の不備により、就労可能な最低年齢の要件の遵守が検証できない。*
- *過去に雇用した就業年齢未満の労働者が保護者や法定身元引受人の下に安全に戻ることを指定施設の管理者が保証しなかった。*

健康と安全

指定施設や雇用主が提供する住宅で、従業員や公衆に重傷または致死をもたらす差し迫ったリスクが存在する場合。主な例として、以下が挙げられます。

- *非常口が施錠されているか、ふさがれている。*
- *法規制や規範の要件に照らし合わせて、必要な非常口の数が不足している。*
- *指定施設全体で避難訓練を定期的に実施していない。*

サプライチェーンマネジメント

ディズニーの承認を得ずにその他の指定施設または調達先をディズニーブランドの製造に使用している。労働者が不正な対応をするよう圧力をかけられている。指定施設で実際に目にする従業員数と監査人に開示した従業員数が異なる。レビューのために正確で完全な記録文書を提出していない。または、必要な文書、労働者との個別面談、指定施設全体の安全衛生を調査するためのアクセスを監査人に許可していない。主な例として、以下が挙げられる。

- *現地の賃金・労働時間に関する法律やディズニー規範の要件を遵守している状況を評価するために必要な勤怠記録や給与元帳が提供されていない、または監査人に不足していると判断された。*
- *施設管理者が提供した文書と従業員が個別面談で提供した情報との間に差異があるため、賃金や労働時間の検証ができない。*
- *製造工程がディズニーの書面による同意を得ずに他の施設や調達先の下請業者に委託されている。*

ディズニーのベンチマークに関する詳細なガイダンスは当社のウェブサイト上の「補足ガイド」に掲載されています。**こちらのリンク**からアクセスしてください。ディズニーはさらに、ライセンシーおよびベンダーの各社に研修の機会も提供しています。詳細については、ディズニーのILS担当者にお問い合わせください。

付録4

ベター・ワーク・プログラム

The Walt Disney Companyはベター・ワーク・プログラムをサポートしています。ベター・ワークは、**国際労働機関と国際金融公社**の提携プログラムで、政府、雇用主、労働者、国際バイヤーが協力して、労働基準の遵守状況を改善し、グローバルサプライチェーンにおける競争力を促進するものです。ベター・ワークは現在以下のPSCで実施されています：バングラデシュ、カンボジア、エジプト、エチオピア、ハイチ、インドネシア、ヨルダン、ニカラグア、パキスタン、ウズベキスタン、ベトナム。このリストは随時変更される可能性があります。

ディズニーは、ベター・ワークへの参加が可能な場所において、その参加を強く推奨しています。ベター・ワークへの参加は、ベター・ワークの評価がブランドや小売業者の間で広く受け入れられているため、監査活動を軽減させ、またベター・ワークのトレーニングや改善プログラムの結果として、より持続的な労働基準の遵守につながる可能性があります。

ディズニーは、一部のPSCにおいて、ディズニーブランドの生産に従事する指定施設にベター・ワークの参加を求める場合があります。

参加要件は国によって異なります。国固有の Better Work 要件とライセンシー、ベンダー、および施設の責任については、**国別の提出要件の補足**を参照してください。

付録5

FAMAのサンプル

下記のFAMAのサンプルは、ライセンシーまたはベンダーがディズニーブランド製品の生産のために指定施設の使用を承認されていることを示しています。

FACILITY AND MERCHANDISE AUTHORIZATION

LICENSEE/VENDOR NAME:

ACME Company (COM-000000)

STREET ADDRESS:

1 Street of Streets,

Burbank CA 90210, USA

FACILITY NAME:

ACME Manufacturing (FAC-000000)

FACILITY ALIAS NAME(S):

ACME Inc.

FACILITY ADDRESS:

1 Street of Streets

Burbank CA 90210, USA

This Facility and Merchandise Authorization (1) confirms that the above-named Licensee/Vendor is authorized to manufacture and/or distribute products bearing intellectual property owned or controlled by The Walt Disney Company and/or its affiliate(s) ("Disney") (which may include, without limitation, Marvel, Pixar and/or Star Wars-branded products) (collectively, the "Disney-Branded Products"), all in accordance with and subject to Licensee/Vendor's written agreement(s) with Disney and (2) may be presented by Licensee/Vendor to customs authorities to confirm Disney's authorization to import/export Disney-Branded Products.

This Facility and Merchandise Authorization shall expire on the first to occur of the following: (1) the revocation of the Authorization by Disney, (2) the expiration or termination of the applicable agreement between Licensee/Vendor and Disney, or, (3) the passage of 1 year from the issuance date set forth below.

Notice to Licensee/Vendor: Disney hereby reserves all of its rights and remedies arising from any unauthorized use of this Facility and Merchandise Authorization. This Facility and Merchandise Authorization is valid for this Licensee/Vendor only and is nontransferable to other Licensees/Vendors using the same Facility. Without limiting the foregoing, any unauthorized use of this Facility and Merchandise Authorization by Licensee/Vendor, including without limitation inappropriately using a Facility and Merchandise Authorization which has been revoked by Disney, may result in the termination of the agreement between Licensee/Vendor and Disney.

FAMA ID
00AA1OAAA0AA

Issuance Date: 03/30/2023
MM/DD/YYYY

付録6

監査通知書 (COCAN) のサンプル

監査通知書は、ライセンシーおよびベンダーの各社に指定施設のILS監査が近く行われる旨を知らせるものです。指定施設のCOCANを受け取った場合、以下を行う必要があります：

- *指定施設の最新の連絡先情報を確認し、提供する。*
- *指定施設に対し、十分かつ完全で自由なアクセスを監査人に許可しなくてはならない旨を知らせる。*

Disney International Labor Standards Group

Code of Conduct Assessment Notification

Notice of audit of a facility producing Disney-branded products

Disney has selected the following facility for a Code of Conduct compliance audit by our authorized monitoring organization **(audit company name)**, in approximately 90 days.

- **Facility to be audited:** (facility name)
- **Facility ID:** FAC-000000
- **Location:** (address)

Our records indicate that this facility is currently engaged in the production of Disney-branded products.

Note: You will be responsible for the reasonable cost of ILS Audits that Disney or its representatives perform or attempt to perform if:

- The ILS Audit demonstrates a facility's **failure to comply with Disney's Minimum Compliance Standard (MCS)**;
- The facility **refuses to grant full access to the facility** and all applicable books and records;
- You **fail to timely notify Disney of the non-use or cessation of use of the facility**; or
- The ILS Audit is performed **following an ILS Audit that demonstrated a facility has failed to comply with MCS**.

Please notify your facility immediately of this pending audit

Please contact us promptly, and in any event within 15 days, at disney@disney.com and reference the Facility number **FAC-000000** if:

1. The facility information is incorrect. If this is the case, please provide the correct facility information.
2. The facility has relocated. If this is the case, please provide the new address and contact details.
3. You are no longer using the facility. In this case, please provide the name, address, phone, contact of the facility you are using.

SAMPLE

付録7

ILS監査行程表のサンプル

このILS監査行程表のサンプルは、ライセンシー、ベンダー、指定施設管理者がILS監査の準備をする際の参考資料となるものです。ILS監査は、指定施設の規模に応じて、終日またはそれ以上の時間を要することがあります。したがって、予定終了時間はこのサンプルで掲げるものと異なる場合があります。ILS監査に関与する指定施設の従業員は、監査に立ち会い可能な状態であることを求められます。

I. 開始時の会議 *(**20**分)*
ディズニー規範およびディズニー倫理規定をレビューし、ILS監査の実施に必要な指定施設の主要管理者とILS監査プロセスについて話し合う。

II. 施設の安全衛生に関する視察 *(指定施設の規模に応じて**1**～**2**時間)*
すべての製造エリア、倉庫、化学薬品貯蔵エリア、食堂、施設内の管理／オフィスエリア、雇用主が提供する施設内外の住宅（該当する場合）、共用エリア（他の企業との共用施設も含む）など、製造施設全体を視察する。さらに、他の企業に貸しているエリアで、指定施設が労働者や訪問者の安全衛生および福祉を保護する義務を負う場所も含む。

III. 労働者との面談 *(指定施設の規模に応じて**1**～**2**時間)*
指定施設の視察および文書審査プロセス中に各種の作業場やシフトに属する労働者を選ぶ。労働者との面談は秘密厳守が可能な施設内外の個室で行うものとし、以下のいずれかのアプローチを単独または組み合わせて用いる。

- 1対1の個人面談
- グループ討論
- モバイル／オンラインによる労働者アンケート調査

IV. 文書審査 *(**2**～**3**時間)*
審査する記録と文書のリストについては、**「付録8：ILS監査記録チェックリストのサンプル」**を参照。

V. 終了時の会議 *(**20**分)*
監査人は、指定施設管理者と面談し、監査結果と遵守要件を確認する。管理者は質問や意見を述べる機会を与えられる。

付録8
ILS監査記録チェックリストのサンプル

このILS監査記録チェックリストのサンプルは、すべてを網羅しているわけではありませんが、ライセンシー、ベンダー、指定施設管理者がILS監査に必要な記録と文書の原本を（各地域／国の要件に応じて）まとめる際の参考となるものです。こうした記録や文書はILS監査中に閲覧可能な状態にしておく必要があります。

- The Walt Disney Companyサプライチェーン行動規範
- 事業／業界ライセンス、登録、免許、認定証
- 就業規則と附則
- 政府が求める掲示
- すべての労働者のフルネーム、雇用年月日、生年月日、指定施設での地位を示すリスト
- すべての外国人／国内移住労働者に関して、以下の情報を示すリスト：
    - o 外国人／国内移住労働者の名前
    - o 出生国
    - o 雇用日および契約期間
    - o 人材派遣会社
    - o 人事記録簿（雇用契約を含む）
- 勤怠記録 対象範囲（直近12ヵ月。変形労働時間制／フレックス制度が適用される場合は、直近12ヵ月以上。操業期間が12ヵ月未満の場合は、操業月数）
    - o タイムカードまたはタイムシート
    - o 休暇記録
- 給与記録：対象範囲（勤怠記録と同じ）
    - o 詳細な給与台帳
    - o 出来高記録および製造記録
    - o 取り消した小切手／現金支払の月次明細および記録
    - o 電子送金記録
- 労働者の斡旋手数料および経費の記録 斡旋手数料と経費の払い戻しがあったかどうかも含める 対象範囲（2020年11月1日以降に指定施設で勤務しているすべての労働者）
- 政府または銀行が発行する労働者の社会保険支払証書（各国の要件による）：
    - o 取り消し入金小切手や他の支払形態の検証
    - o 明細書
- 火災訓練の記録、非常時の避難計画、消防検査報告書、防火証明書
- 安全衛生文書および研修記録
- 従業員の年次健康診断結果
- 機器・機械操作の証明書、ライセンス、および免許
- 機械の保守・点検記録
- 使用化学薬品の化学物質等安全データシート
- 環境記録（各国の要件による）および指定施設の使用薬品リスト
- 労働者のフィードバック、苦情、苦情処理報告書（調査や解決の詳細も含む）
- 以下に関するその他の文書（適宜）：
    - o 雇用主が提供する住宅
    - o 賃貸／リース契約
    - o デイケア／保育
    - o 警備業者
    - o 厨房／ケータリングサービス
    - o 労働組合／集団交渉協定（CBA）
    - o 下請業者

A8 | ILS監査記録チェックリストのサンプル

ILS監査に先立ち、指定施設に対して自社の労働慣行を調べ、必要に応じて改善するよう奨励します。以下の質問は、監査前に指定施設が対処すべき分野を特定するのに役立ちます。この質問リストはすべてを網羅しているものではなく、ディズニーのILS監査に特有のものでもありません。

1. 最も年少の労働者の年齢は？
2. 学齢期の児童向けにどのような職業体験プログラムがありますか？
3. 18歳未満の労働者に適用される制限規制がありますか？
4. 労働者の年齢をどのような手順で検証していますか？
5. 従業員はどのように採用されていますか（新聞広告、人材派遣、契約など）？
6. 労働者の求人や雇用（特に移住労働者）に関し、指定施設にはどのような方針や慣行がありますか？
7. 移住労働者の採用にはどの人材斡旋業者を利用していますか？（該当する場合）
8. 移住労働者に請求される斡旋手数料の額、および斡旋手数料の支払方法は？（該当する場合）
9. すべての労働者が自主的に働いていることを徹底または監視するために、どのような手順が設けられていますか？
10. 雇用過程で労働者からどのような所有物を預かっていますか？また、預かる者は誰ですか？
11. 受刑者、軍人、その他の政府当局により配属された労働者の雇用に関し、指定施設にはどのような方針や慣行がありますか？
12. 労働者はいつ自由に退社できますか？
13. 警備員は基本的にどのような任務を担いますか？（該当する場合）
14. 従業員の不正行為や怠慢には、どのような懲戒がありますか？
15. どのような雇用上の制限がありますか？（年齢、人種、民族、宗教、性別、性的指向、政治的関心、国籍など。それぞれ該当する場合）
16. どのような組合がありますか？
17. 組合活動（選挙、会合等）はどのように行われていますか？
18. （製造などの）訓練を受けた労働者の最低賃金はいくらですか？訓練を受けていない労働者の場合は？
19. 労働者への支払いはどのような方法を用いていますか（現金、小切手、自動振込など）？
20. 賃金はどのように計算していますか（時給、出来高、日給など）？
21. 勤怠管理は誰が、どのように記録していますか？
22. 労働者への賃金はどの程度の頻度で支払っていますか（毎週、毎月など）？
23. 労働者の賃金から控除する項目は何ですか？どのように記録していますか？
24. 労働者への貸付金に関し、指定施設にはどのような方針や慣行がありますか？
25. 労働者に提供される手当や給付金にはどのようなものがありますか？（住居、食事、交通費などの手当／保険医療／保育／病気休暇／忌引／緊急時の休暇／産休・生理休暇／年次休暇／宗教関連および祝祭休暇／社会保障保険、生命保険、健康保険、労働者災害補償などの保険の負担金）
26. 労働者の最低賃金は、どのような福利厚生給付金や手当てを含めて計算していますか？
27. どのようなインセンティブ（ボーナスなど）を提供していますか？
28. 研修中の労働者にはどのように賃金を支払っていますか（該当する場合）？
29. 労働者の時間外労働の賃金はどのように支払っていますか？
30. 連続労働日数は最大何日ですか？
31. 労働時間は何時間ですか？
32. 作業シフトは何通りに設けていますか？
33. 各作業シフトは何時間ですか？
34. 時間外労働の賃金はどのように計算していますか（平日は1.5倍、休日は2倍など）？
35. 1週間のうち、労働者1人当たりの時間外労働時間は平均何時間ですか？
36. 通常の賃金が支払われる1日の労働時間は最大何時間ですか？
37. 労働者に求められる週当たりの最大就業時間数は何時間ですか？
38. 労働者の食事休憩は何時ですか？

39. 労働者にはほかにどのような休憩を与えていますか?各休憩時間の長さは?

40. 労働者は仕事を自宅に持ち帰るのはどのような場合ですか?どのような種類の仕事を持ちかえるのですか?

41. 自宅勤務の賃金はどのように決めていますか?（該当する場合）

42. どのような応急手当用品を用意していますか?

43. 現場に医療訓練を受けた労働者を何人配属していますか?

44. どのような安全教育／研修プログラム（応急手当など）を実施していますか?

45. どのような消火設備（消火器やスプリンクラーなど）を用意していますか?

46. 2階建て以上の建物に、火災用非常口を何ヵ所設けていますか?

47. 労働者にどのような個人用防護具を提供していますか?コストはどの程度負担していますか?

48. 労働者に対して飲料水へのアクセスをどのように制限していますか?

49. この指定施設には使用可能なトイレ（男性／女性用）がいくつありますか?

50. どのような換気や照明設備を設置していますか?

51. 作業シフトの現場に監督者を配置するのはどのような場合ですか?各作業シフトにつき何名の監督者を配置していますか?

52. 指定施設には労働者組合についてどのような方針や慣行がありますか?

53. 労働者に提供している住宅はどのようなタイプでどのような場所にありますか?

54. 指定施設には環境についてどのような方針や慣行（廃棄物管理、空気の浄化、危険物処理など）がありますか?

55. 製造業務のうち、どの部分を外部に委託していますか?委託先は誰ですか（個人、家族、共同労働グループなど）?

56. 委託先の労働者が製造しているのはどのような品物／部品ですか?

57. 委託先の労働者にはどのように支払を行っていますか?

以下の質問は、雇用主が提供する住宅に関するものです：

58. 雇用主が施設の内外で提供している住宅は何棟ありますか? こうした住宅には何人の労働者が暮らしていますか?

59. 1寝室当たりの労働者数は平均何人ですか?

60. 寝室で与えられている労働者1名当たりのスペース（平方メートルなど）は?

61. 寝室部分はどのように区分されていますか?

62. 寝室には労働者のためにどのような装備が用意され、
各就寝スペースはどの程度の広さがありますか?

63. 雇用主が提供する住宅の各部屋のドアはどのように施錠していますか（内側／外側からなど）?

64. 寝室に掲示されている避難指示や緊急指示は何語で記されていますか?

65. 各寝室にはどのような消火器具を用意していますか?

66. 火災訓練はどれくらいの頻度で実施していますか?

67. 2階建て以上の建物に、火災用非常口を何ヵ所設けていますか?

68. 可燃物はどこに保管していますか（雇用主が提供する住宅の中または住宅に隣接する建物）?

69. 労働者が使用できるトイレ・シャワー設備（男性／女性用）は何ヵ所ありますか?

70. シャワー設備ではいつ温水が使えますか?

71. どのようなキッチンやランドリー設備を提供していますか?

72. 労働者は寝室、食事、交通、その他のアイテムをどの程度負担し、どのように支払っていますか?

73. 雇用主が提供する住宅の入退室はどのように管理されていますか?

74. 労働者にはどのような門限が課されていますか?

75. 労働者には雇用主が提供する住宅の内外でどのような制限が課されていますか?

付録9

改善案確認レポートのサンプル

以下は、事前に指定施設で実施した監査の結果をまとめた改善案確認レポート（CAPAR）のサンプルです。CAPARには、監査人と指定施設の双方が署名し、日付を記入します。CAPARのコピーは双方が1部ずつ保管します。

Disney International Labor Standards Group

CORRECTIVE ACTION PLAN ACKNOWLEDGEMENT REPORT

The Corrective Action Plan Acknowledgement Report (CAPAR) will be used to summarize the preliminary facility audit findings and a draft corrective action plan that both the auditor and the facility representative believe is reasonable to ensure conformity with the Disney Code of Conduct for Manufacturers (Disney Code of Conduct) and applicable local laws.

The form should be used in the following manner:

- Document preliminary facility audit findings on the form below prior to the closing meeting;
- Then use the form as an agenda during the closing meeting;
- During the closing meeting, explain the preliminary facility audit findings with the facility representative;
- Document the corrective action plan;
- Both auditor and facility representative should sign and date the form.

Please leave one copy of the CAPAR with the facility representative and retain one copy with the working papers.

Facility NameD.B.A / A.K.A			Facility ID
Facility Address			Country
Facility Telephone Number			Email
Facility Representative			Title
Audit ID	Audit Type	Audit Approach	Audit Date
Auditor Name			Audit Firm
Start time of audit			End time of audit

AR - Age Requirement	HS - Health & Safety	OL - Other Laws
AS - Association	IL -Involuntary Labor	PE - Protection of the Environment
CH - Coercion & Harassment	MC - Monitoring & Compliance	PU - Publication
CO - Compensation	ND - Non-Discrimination	SUB - Subcontracting

A closing meeting has been performed. The above preliminary facility audit findings were discussed and a draft corrective action plan was explained to the facility representative. Please note that while all preliminary facility audit findings are subject to a final review process, and it is possible further updates to these preliminary facility audit findings may be necessary, the facility is responsible for and expected to take immediate corrective actions of the preliminary facility audit findings.

The facility should contact the customer who contracted with the facility for Disney-branded production for the final version of the Corrective Action Plan letter to ensure that all issues are promptly identified and addressed. Continued finding of nonconformity with the Disney Code of Conduct and applicable local laws may lead to termination of the facility for all Disney production.

The signatures below reflect that the auditor has explained the preliminary facility audit findings to the facility representative.

Signature Auditor	Date	Signature Facility Representative	Date
Print name Auditor	Date	Print name Facility Representative	Date

Note: Disney may authorize production for a specific period of time and may assess compliance to its Code, but does not currently maintain a list of approved suppliers. Possession of a Factory and Merchandise Authorization (FAMA), audit, CAPAR, Corrective Action Plan letter, or other document does not indicate that a facility is an approved Disney supplier.

CONFIDENTIAL - © Disney

SAMPLE

付録10

監査レビュー結果のサンプル

以下は、監査レビュー結果のサンプルです。ライセンシー／ベンダーは、ディズニー規範の違反（ILS監査レポートに記載）が判明した場合に、監査レビュー結果を受け取ります。監査レビュー結果は、指定施設の監査でディズニー規範の不遵守（MCS違反／非MCS違反を含みます）が1件以上判明したことをライセンシー／ベンダーに知らせるための書面による通知です。貴社は、ディズニーがFAMA（ディズニーブランドを生産する指定施設の使用承認）を貴社に発行する前に、監査レビュー結果を受け取る場合があります。

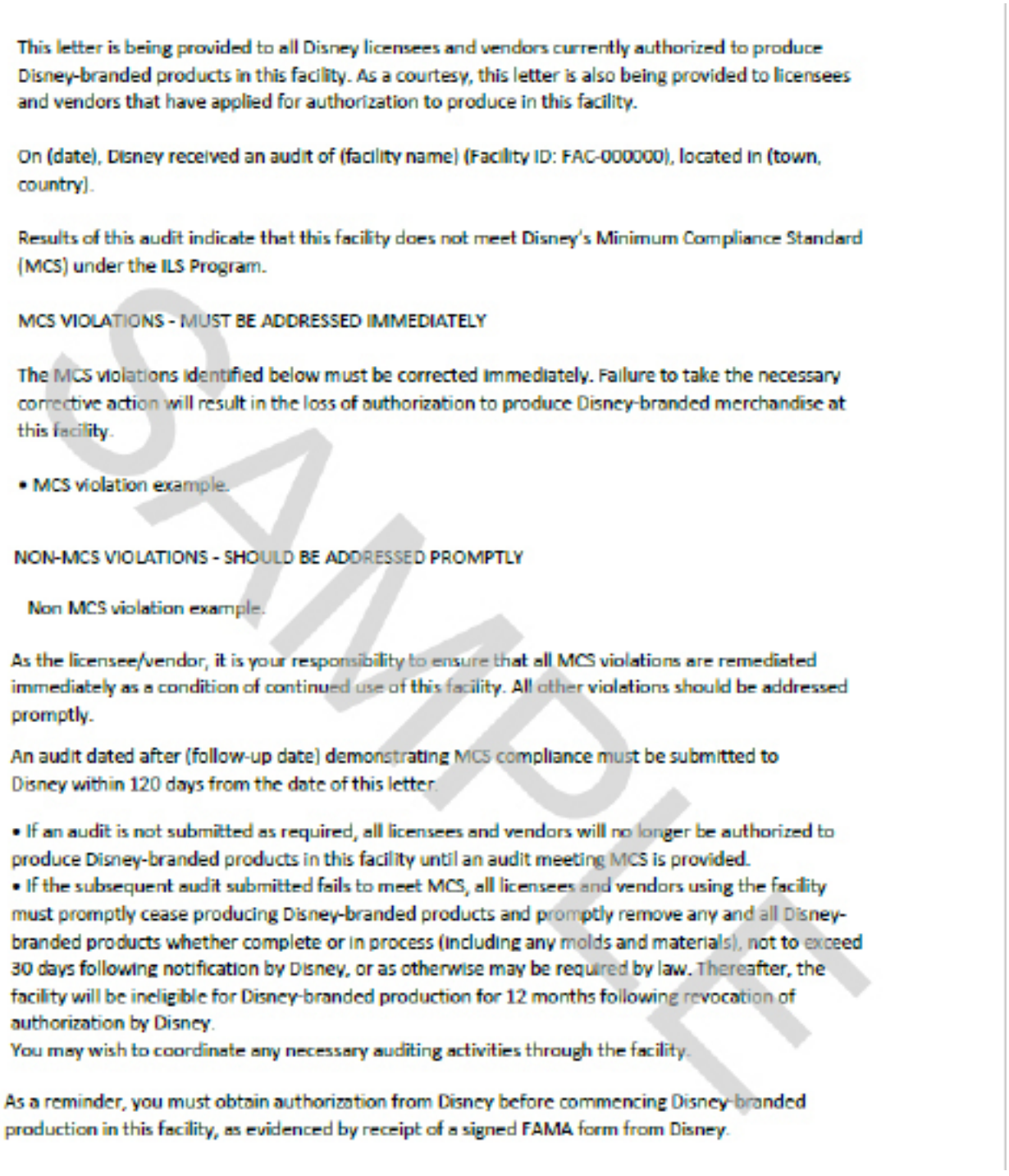

This letter is being provided to all Disney licensees and vendors currently authorized to produce Disney-branded products in this facility. As a courtesy, this letter is also being provided to licensees and vendors that have applied for authorization to produce in this facility.

On (date), Disney received an audit of (facility name) (Facility ID: FAC-000000), located in (town, country).

Results of this audit indicate that this facility does not meet Disney's Minimum Compliance Standard (MCS) under the ILS Program.

MCS VIOLATIONS - MUST BE ADDRESSED IMMEDIATELY

The MCS violations identified below must be corrected immediately. Failure to take the necessary corrective action will result in the loss of authorization to produce Disney-branded merchandise at this facility.

• MCS violation example.

NON-MCS VIOLATIONS - SHOULD BE ADDRESSED PROMPTLY

Non MCS violation example.

As the licensee/vendor, it is your responsibility to ensure that all MCS violations are remediated immediately as a condition of continued use of this facility. All other violations should be addressed promptly.

An audit dated after (follow-up date) demonstrating MCS compliance must be submitted to Disney within 120 days from the date of this letter.

• If an audit is not submitted as required, all licensees and vendors will no longer be authorized to produce Disney-branded products in this facility until an audit meeting MCS is provided.
• If the subsequent audit submitted fails to meet MCS, all licensees and vendors using the facility must promptly cease producing Disney-branded products and promptly remove any and all Disney-branded products whether complete or in process (including any molds and materials), not to exceed 30 days following notification by Disney, or as otherwise may be required by law. Thereafter, the facility will be ineligible for Disney-branded production for 12 months following revocation of authorization by Disney.
You may wish to coordinate any necessary auditing activities through the facility.

As a reminder, you must obtain authorization from Disney before commencing Disney-branded production in this facility, as evidenced by receipt of a signed FAMA form from Disney.

SAMPLE

付録11

指定施設の生産承認取り消し（FLOPA）通知のサンプル

以下は、指定施設の生産承認取り消し（FLOPA）通知のサンプルです。ライセンシー／ベンダーは、指定施設が2回目のILS監査でもMCSに準拠していないことが判明した場合に、この通知を受け取ります。FLOPAおよびこれに伴うEメールまたはその他の書面による伝達内容は、指定施設の生産承認が取り消されたことをライセンシー／ベンダーに通知するものです。

This letter is being provided to all Disney licensees and vendors currently authorized to produce Disney-branded products in this facility. As a courtesy, this letter is also being provided to licensees and vendors that have applied for authorization to produce in this facility.

In accordance with Disney's ILS Program, (facility name) (Facility ID: FAC-000000), located in (town), (country), was audited for a second time on February 10, 2023.

Results of this follow-up audit indicate that this facility still does not meet Disney's Minimum Compliance Standard (MCS).

In accordance Disney's ILS Program, production authorization for this facility has been revoked. FAMAs for this facility are no longer valid. In addition, licensees and vendors may be charged for the cost of this audit.

All licensees and vendors using the facility must promptly cease producing Disney-branded products and promptly remove any and all Disney-branded products whether complete or in process (including any molds and materials), not to exceed 30 days from Disney's written notice, or as otherwise may be required by law.

The following is a summary of all violations of the Disney Code of Conduct, prioritized by severity, for your reference.

MCS VIOLATIONS

- Example of MCS violation.

This letter will serve as your notice that this facility can no longer be used to produce Disney-branded products.
This facility will be ineligible for Disney branded production for 12 months following the date of this notice, after which the facility may be considered for reinstatement.

SAMPLE

付録12

FAMA取り消し通知のサンプル

以下は、ライセンシー／ベンダーに送付されるFAMA取り消し通知のサンプルです。

Disney ILS – FAMA Revocation – Facility Closed

Under Disney's International Labor Standards (ILS) Program, you are required to keep Disney informed of the status of Facilities you are using to produce Disney-branded products. We have learned that a Facility you have previously declared to us has closed its operations at the address you have provided.

SINCE THE FACILITY LISTED BELOW HAS CEASED OPERATIONS AT THE ADDRESS PREVIOUSLY PROVIDED BY YOU, THE FACILITY AND MERCHANDISE AUTHORIZATION (FAMA) FOR THIS FACILITY IS REVOKED EFFECTIVE IMMEDIATELY AND YOU ARE NO LONGER AUTHORIZED TO PRODUCE DISNEY-BRANDED PRODUCTS IN THIS FACILITY:

(Name of facility) FAC-000000

We remind you that under the ILS Program you must submit a FAMA Application and receive RENEWED AUTHORIZATION PRIOR TO RECOMMENCING DISNEY-BRANDED PRODUCTION AT ANY FACILITY. You must also provide any other documentation as specified in the ILS Program Manual and your Compass Authorization Status Report.

Please contact your Disney ILS Representative if you have questions or need additional information.

Thank you.

Disney ILS – FAMA Revocation – Audit

Disney requires that all Facilities engaged in the manufacture of Disney-branded products achieve and maintain, at a minimum, a requisite level of compliance with Disney's Code of Conduct for Manufacturers (the "Minimum Compliance Standard"). You are required to submit ILS Audits by the dates specified on your Compass Authorization Status Report demonstrating that the Facilities meet the Minimum Compliance Standard. ILS Audits are an essential tool in determining whether ILS Program requirements are met.

BECAUSE AN ILS AUDIT HAS NOT BEEN PROPERLY SUPPLIED TO US FOR EACH FACILITY LISTED BELOW, ALL FACILITY AND MERCHANDISE AUTHORIZATIONS (FAMAs) FOR EACH FACILITY ARE REVOKED EFFECTIVE IMMEDIATELY AND YOU ARE NO LONGER AUTHORIZED TO PRODUCE DISNEY-BRANDED PRODUCTS IN THE FACILITY(IES):

(Name of facility) FAC-000000

Promptly cease Disney-branded production in these Facilities and remove all Disney-branded products whether complete or in process (including any molds and materials), not to exceed 30 days from the date of this notice, or as otherwise may be required by Law.

We remind you that under the ILS Program you must submit a FAMA Application and receive RENEWED AUTHORIZATION PRIOR TO RECOMMENCING DISNEY-BRANDED PRODUCTION AT ANY FACILITY. You must also provide any other documentation as specified in the ILS Program Manual and your Compass Authorization Status Report

Please contact your Disney ILS representative if you have questions or need additional information.

Thank you

SAMPLE

Disney ILS – FAMA Revocation – Relocation

Under Disney's International Labor Standards (ILS) Program, you are required to keep Disney informed of the status of Facilities you are using to produce Disney-branded products. We have learned that a Facility you have previously declared to us has relocated its operations.

SINCE THE FACILITY LISTED BELOW HAS CEASED OPERATIONS AT THE ADDRESS PREVIOUSLY PROVIDED, THE FACILITY AND MERCHANDISE AUTHORIZATION (FAMA) FOR THIS FACILITY IS REVOKED EFFECTIVE IMMEDIATELY AND YOU ARE NO LONGER AUTHORIZED TO PRODUCE DISNEY-BRANDED PRODUCTS IN THIS FACILITY:

(Name of facility) FAC-000000

We remind you that under the ILS Program you must submit a FAMA Application and receive RENEWED AUTHORIZATION PRIOR TO RECOMMENCING DISNEY-BRANDED PRODUCTION AT THE RELOCATED FACILITY. You must also provide any other documentation as specified in the ILS Program Manual and your Compass Authorization Status Report.

Please contact your Disney ILS Representative if you have questions or need additional information.

Thank you

Disney ILS - FAMA Revocation - No Disney Business

Under Disney's International Labor Standards (ILS) Program, you are required to keep Disney informed of the status of Facilities you are using to produce Disney-branded products. We understand that with respect to the Facility listed below, you have: (1) stopped using the Facility for any reason and have no reasonable intention of using the Facility within the next 12 months, or (2) have not used the Facility for 12 months and have not placed an order with the Facility to be fulfilled within the next 12 months.

PLEASE NOTE THAT THE FACILITY AND MERCHANDISE AUTHORIZATION (FAMA) FOR THIS FACILITY IS REVOKED EFFECTIVE IMMEDIATELY AND YOU ARE NO LONGER AUTHORIZED TO PRODUCE DISNEY-BRANDED PRODUCTS IN THIS FACILITY:

(Name of facility) FAC-000000

Promptly remove any remaining Disney-branded products whether complete or in process (including any molds and materials), not to exceed 30 days from the date of this notice, or as otherwise may be required by Law.

We remind you that under the ILS Program you must submit a FAMA Application and receive RENEWED AUTHORIZATION PRIOR TO RECOMMENCING DISNEY-BRANDED PRODUCTION AT ANY FACILITY. You must also provide any other documentation as specified in the ILS Program Manual and your Compass Authorization Status Report.

Please contact your Disney ILS representative if you have questions or need additional information.

Thank you

SAMPLE

付録13

FAMAの取り消し－監査のスケジュール不可能（UTS）通知のサンプル

以下は、FAMAの取り消し－監査のスケジュール不可能（UTS）通知のサンプルです。ライセンシー／ベンダーは、ディズニーまたはその代理人が指定施設に連絡ができず、ILS監査のスケジュールを組むことができない場合に、この通知を受け取ります。

THE WALT DISNEY COMPANY

INTERNATIONAL LABOR STANDARDS

UNABLE TO SCHEDULE (UTS) ILS AUDIT

FAILURE TO RESPOND TO THIS LETTER AND PROVIDE FULL ACCESS TO THE FACILITY LISTED BELOW WITHIN 45 DAYS WILL RESULT IN THE REVOCATION OF YOUR FACILITY AND MERCHANDISE AUTHORIZATION (FAMA) FOR THIS FACILITY AND YOU WILL NO LONGER BE PERMITTED TO USE THIS FACILITY FOR DISNEY-BRANDED PRODUCTION

Under Disney's International Labor Standards (ILS) Program, Disney may elect to conduct an ILS Audit at any Facility declared to Disney in any Permitted Sourcing Country at any time. ILS Audits are an essential tool in determining whether ILS Program requirements are met and helping to foster safe, inclusive and respectful workplaces wherever Disney-branded products are made. Licensees/Vendors are responsible for ensuring that Disney and its representatives have full access to each Facility they declare so that an ILS Audit may be properly conducted. Failure to ensure access to a Facility for an ILS Audit will result in the revocation of all current FAMAs issued to the Licensee/Vendor for the Facility and the Licensee/Vendor will thereafter be prohibited from using the Facility for Disney-branded production. The status of this Facility will be reflected on your Monthly Status Reports.

Disney has been unable to conduct an ILS Audit at the following Facility due to **Wrong Facility Information.**

- **Facility Name / ILS Number:** (name of facility)/FAC-000000
- **Facility Contact:** (contact name)
- **Address:** (address of facility)
- **Phone:** +1 00000000000

IF THIS IS STILL A FACILITY USED FOR DISNEY-BRANDED PRODUCTION, YOU MUST PROMPTLY ADDRESS THIS SITUATION AND ENSURE THAT THE ILS AUDIT MAY BE CONDUCTED

If you are no longer using this Facility to produce Disney-branded product, please promptly advise your Disney Representative. Otherwise, you must work with the facility to ensure full access to the Facility so that an ILS Audit can be performed. If Disney and its representatives are unable to secure the cooperation of the Facility in conducting an ILS Audit within 45 days, you will no longer be permitted to produce Disney-branded products in this Facility and may be prohibited from doing so for up to 12 months.

The following resolution recommendations are included below to assist in your response:

UTS REASON CODE LEGEND - RESOLUTION RECOMMENDATIONS

- **Claims No Disney Business:** Confirm that you are using this Facility for Disney-branded production; speak with the Facility and ensure that they will allow an ILS Audit to be conducted; advise your Disney Representative that the audit can be conducted.
- **Business Closed/Facility Shut Down:** Advise your Disney Representative that the Facility is no longer in business.
- **Showroom/Office Location:** Confirm the actual location of Disney-branded production; ensure that access will be provided to the Facility; submit a new FAMA Application to your Disney Representative with correct information.
- **Wrong Facility Information:** Confirm all information on the Facility; submit a new FAMA Application to your Disney Representative with correct information.

Please refer to your ILS Program Manual for detailed explanation of ILS requirements and contact your Disney Representative with any questions.

SAMPLE